## 出席議員(17名)

1番	平 間 奈緒美	君 2番	佐々木 裕 子
3番	佐久間 光 洋	君 4番	髙 橋 たい子
5番	安 部 俊 三	君 6番	佐々木 守
7番	広 沢 真	君 8番	有 賀 光 子
9番	水 戸 義 裕	君 10番	森 淑子
11番	大 坂 三 男	君 12番	舟 山 彰
14番	星 吉郎	君 15番	加藤克明

君

君

君

君

君

君

君

君

君

17番 白 内 恵美子

18番 我 妻 弘 国 君

# 欠席議員 (なし)

16番 大 沼 惇 義

### 説明のため出席した者

## 町 長 部 局

町	長	滝	口		茂	君
副町	長	平	間	春	雄	君
会 計 管 理	者	村	上	正	広	君
総 務 課	長	松	崎		守	君
まちづくり政策課長			間	忠	_	君
財 政 課	長	水	戸	敏	見	君
税 務 課	長	武	Щ	昭	彦	君
町民環境課	長	佐	藤	富	男	君
健康推進課	長	大	場	勝	郎	君
福 祉 課	長	駒	板	公	_	君
子ども家庭課	長	永	井		裕	君
農 政 課 長 農業委員会事務局	併 3長	加	藤	嘉	昭	君

商工観光課長 小 池 洋 一 都市建設課長 大久保 政 一 君 上下水道課長 加藤克之 君 槻木事務所長 関場孝夫 君 危機管理監 相原健一 君 地域再生対策監 宮 城 利 郎 君 税収納対策監 伊藤良昭 君 災害復興対策監 平間広道 君 市街地整備対策監 加藤秀 典 君 総務課課長補佐 馬場敏雄 君

### 教育委員会部局

 教育総務課長
 阿部次男君

 教育総務課長
 笠松洋二君

 生涯学習課長
 加茂和弘君

 その他の部局

代表監查委員 中山政喜 君

#### 事務局職員出席者

 議会事務局長
 長谷川
 敏

 主
 査
 太田健博

議事日程 (第4号)

平成24年6月14日(木曜日) 午前9時30分 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 1号 柴田町男女共同参画推進審議会条例
- 第 3 議案第 2号 平成23年東日本大震災による災害被害者に対する国民健康保険税の 減免に関する条例
- 第 4 議案第 3号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一 部を改正する条例
- 第 5 議案第 4号 柴田町児童館条例の一部を改正する条例

- 第 6 議案第 5号 平成23年東日本大震災による災害被害者に対する介護保険料の減免 に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 6号 住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備 等に関する条例
- 第 8 議案第 7号 スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 第 9 議案第 8号 平成24年度柴田町一般会計補正予算
- 第10 議案第 9号 平成24年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第11 報告第 7号 専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第12 議案第10号 財産の取得について (防災行政デジタル無線設備)
- 第13 意見書案第1号 生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続を求める意見書
- 第14 意見書案第2号 基地対策予算の増額等を求める意見書
- 第15 意見書案第3号 東北電力女川原子力発電所の再稼働を認めないことを求める意見書
- 第16 陳情第 1号 生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続 を求める陳情
- 第17 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長(我妻弘国君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(我妻弘国君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において10番森淑子さん、 11番大坂三男君を指名いたします。

#### 日程第2 議案第1号 柴田町男女共同参画推進審議会条例

○議長(我妻弘国君) 日程第2、議案第1号柴田町男女共同参画推進審議会条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第1号柴田町男女共同参画推進審議会条 例についての提案理由を申し上げます。

本条例につきましては、平成24年第1回臨時会において議員提案により可決いただきました、柴田町男女共同参画推進条例第21条で規定しております、柴田町男女共同参画推進審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

町は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置づけ、男女共同参画を推進するために基本計画を策定し、住民、事業者、教育関係者等と連携して事業に取り組む責務があります。

その目的を達成し、柴田町の現状や課題に即した男女共同参画に関する施策を調査審議する に当たり、審議会の趣旨、所掌事務、組織等を規定するものです。

住民、事業者等の理解と協力のもと、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進して

いくためにも、柴田町男女共同参画推進審議会条例の制定をお願いするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお 願いいたします。

- ○議長(我妻弘国君) 補足説明を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) それでは、議案第1号柴田町男女共同参画推進審議会条 例の説明を申し上げます。

ただいま町長の提案理由で申し上げました、柴田町男女共同参画推進条例の基本理念に基づく各種施策を推進、その充実を図るために町が策定するしばた町男女共同参画プラン、基本計画です、や各事業の推進を調査審議していただくためにその組織、運営に関し必要な事項を定めるものです。

それでは、議案書1ページをごらんください。

議案第1号柴田町男女共同参画推進審議会条例を制定する条例です。

この条例は、柴田町男女共同参画推進条例第21条の規定に町長の附属機関として柴田町男女 共同参画推進審議会を設置すると規定されております。それに基づいて審議会の組織及び運 営に関した必要事項を第1条の趣旨から第9条の委任までの本文並びに附則で構成するもの です。

それでは、第1条です。第1条は、趣旨として審議会設置の根拠を定めております。 第2条は、所掌事務です。

第3条は、審議会の組織を定めるもので、第1項は、委員の数を10名以内で構成いたします。第2項は、委員の構成を定めております。そのうち1号では、専門的視野から意見をいただくための学識経験者、2号では、住民が主体となって参加と協働によるまちづくりを実現するため、かつ広く男女共同参画によるまちづくりにかかわりを持っていただくため、多くの町民の方に参加していただきたいことで公募による住民を定めております。第3号は、事業者それから教育関係、住民活動団体等の代表の方からの参加もいただくよう考慮いたしております。第3項では、審議会構成委員の男女比率の均衡を図るための規定です。

それでは、第4条は、委員の任期を2年と定めております。

第5条、会長と副会長の役割を定めております。1項では、会長及び副会長の選任の方法について。第2項では、会長の任務について定めております。

次のページをお開きください。

第3項は、副会長の任務について定めています。

第6条は、会議の招集、成立要件、議決の方法などについて定めております。

第7条は、調査の審議過程において、委員以外の意見を聞く必要性が生じた場合の取り扱い を定めております。

第8条は、審議会の庶務は、まちづくり政策課で行います。

第9条は、委任規定です。

附則になります。附則第1項は、この条例は平成24年7月1日から施行します。

附則第2項は、審議会委員の身分は特別職の非常勤となりますので、特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を、改正後の別表第1別記1のとおり改正するものです。

次のページをごらんください。

別記1(改正後)の表中、住民自治によるまちづくり基本条例審議会委員の次に「男女共同 参画推進審議会委員」を追加して、日額報酬6,700円、出席費用弁償1日につき500円と定め るものです。旅費の額については、議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例第3条の 別表第2の議員相当額となります。

以上で議案第1号柴田町男女共同参画推進審議会条例の説明を申し上げました。ご審議のほうをよろしくお願いしたいと思います。

- 〇議長(我妻弘国君) **これより質疑に入ります**。質疑ありませんか。17番白内恵美子さん。
- O17番(白内恵美子君) 3条の委員の学識経験者、公募等の割合ですね。どのくらいをお考えでしょうか。それで、公募はいつごろ募集をかけるおつもりでしょうか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。まちづくり政策課。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) お答えします。

10人以内の構成ということで、学識経験者1名、公募による者4名、前2号に掲げる者以外ということで5名、この10名で構成したいと考えております。

それから、今回公募についての募集なんですが、この条例が可決いただきましたら、7月の 広報において、予定では7月の2日から7月の20日までの期間で公募をしまして、8月1日 以降に早く審議会を開催というようなところで計画を立てております。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問ありますか。ほかに質疑ありませんか。12番舟山彰君。
- O12番(舟山 彰君) 今回、我々議員提案でこの参画推進条例が可決されて今度推進審議会ということなんですが、2条の、この審議会は町長の諮問に応じてということなんですが、例えば町のこの共同参画推進状況をチェックするという意味で最低年1回とか、どの程度この

審議会を開催する計画というか予定なんでしょうか。

それと、今のこの委員の構成で、第3条の(3)ですか。何か今の学識経験、公募が、1、4名。それ以外の5名という。この5名というのは大体どういうような方を考えているんでしょうか。以上です。

- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。まちづくり政策課。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) お答えします。

審議会の開催については当面は年間2回を考えております。第1回については、今回新たな 形で発足するものですから委嘱状交付というか辞令の交付から始めて、そこの中において、 今回、第3次参画プランが実施されております、その内容等についての計画の進捗状況等を 説明しながら、2回の会議の中でいろいろとアドバイスをいただきたいと考えております。

それから、町長が特に必要と定める者ということで5名というような枠を設けております。 構成については、商工会、町内企業、みやぎJA、社会福祉協議会、教育委員会、子育て関係のNPO、こういうような団体を予定しております。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) 審議会ですからあくまでも町長の諮問で開くと。年2回ほどと。例えば第6条で会議は会長が招集しとあるんですけれども、審議会のメンバーのほうからできたら、審議会、年2回予定されている、執行部は考えているけれども、我々のほうから会議を開いてほしいというケースはあり得るんでしょうか。というのが一つと、あと、今の後のほうの5名のメンバー、男女共同参画ですから、商工業者とかも関係もあるし、あと社会福祉協議会のところもあるんですが、何か申しわけないですけれども、何かいろいろな審議会のいつものメンバーと変わりがないということなんですけれども、公募4名というのはわかりますけれども、何かこの町長が決める5名というのも、申しわけないですけれども、だれか一人は、いつもと違うメンバーというのおかしいですけれども、何かそういう考えがないかどうかですね。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。まちづくり政策課。
- ○まちづくり政策課長(平間忠一君) お答えします。

あくまでも審議会の役割ということで、参画条例の中では諮問に応じてというような形で審議会を開催というふうにまず基本条例のほうがそういうふうになっているものですから、まず一番最初の年初めのときにおいてはそういうような形で、諮問するような形で1年間の活動を見ていただければと考えております。

それから、構成団体については、今回公募というような形で4名を行いたいと思います。特に今回、男女の条例にかかわっていただいた皆さんのアドバイスによりますと、やはり40代、50代、30代という、そういう子育て世代と中間層の方たちをやはり中心にこういうようなメンバーに応募していただく環境を整えていただきたいというようなことがありまして、今回募集に当たっては託児所というような形で参加できるような環境も整備したいなというようなことで今考えております。

あと、各種団体というようなところなんですが、これについても、とりあえず我々のほうと しては公募の要件というようなところで、例えば町の設置している審議会とか、こういうよ うな構成には含まない方というような形で団体に推薦をお願いしたいというように考えてお ります。

○議長(我妻弘国君) よろしいですか。ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(我妻弘国君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(我妻弘国君) 討論なしと認めます。

これより議案第1号柴田町男女共同参画推進審議会条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(我妻弘国君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

# 日程第3 議案第2号 平成23年東日本大震災による災害被害者に対する国民健康 保険税の減免に関する条例

○議長(我妻弘国君) 日程第3、議案第2号平成23年東日本大震災による災害被害者に対する 国民健康保険税の減免に関する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第2号平成23年東日本大震災による災害 被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例についての提案理由を申し上げます。

本条例につきましては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による災害の被害者で国

民健康保険税の納税義務がある者に対し、保険税を減免し、納税者の支援を図るため制定するものです。

減免の内容は、住宅の全半壊またはこれに準ずる被災をした場合、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合、主たる生計維持者等の行方が不明である場合、原子力災害対策特別措置法に基づき避難等を行っている場合、主たる生計維持者が失職または収入が著しく減少した場合について、保険税の全部または一部を減免するものです。

減免の期間につきましては、平成24年9月分までとなります。ただし、原子力災害対策特別 措置法に基づき避難等を行っている場合については、平成25年3月分までとなります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお 願いいたします。

- ○議長(我妻弘国君) 補足説明を求めます。税務課長。
- ○税務課長(武山昭彦君) それでは、平成23年東日本大震災による災害被害者に対する国民健 康保険税の減免に関する条例の詳細説明を申し上げます。

ただいま提案理由で申し上げましたが、この条例につきましては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による災害の被災者に対する東日本大震災により被災した被保険者等の保険税の減免措置に対する財政支援の延長等について及び東日本大震災に係る警戒区域、避難指示区域等の見直しに伴う取り扱いについての通知を受け、災害の被災者で国民健康保険税の納税義務者に対し、保険税を減免し、納税者の支援に資するためにこの条例を新たに制定するものです。

減免の内容につきましては、住宅の全半壊等の被災を受けた世帯や、主たる生計維持者が死亡や重篤な傷病を負ったり行方不明となった世帯、及び原子力災害対策特別措置法の規定により避難もしくは退避を行った世帯等に対して、保険税の全部または一部を減免するものです。

減免の期間につきましては平成24年9月分までとなりますが、原子力災害対策特別措置法に 基づく減免につきましては平成25年3月分までとなります。

それでは、議案書5ページをお開きください。

議案第2号平成23年東日本大震災による災害被害者に対する国民健康保険税の減免に関する 条例です。

第1条、趣旨につきましては、平成23年東日本大震災による災害の被害者で国民健康保険税の納税義務者に対して、この条例で保険税の軽減または免除を定めるというものでありま

す。

第2条、保険税の軽減につきましては、東日本大震災に対処するための特別の財政支援及び助成に関する法律第2条第3項に規定いたします特定被災区域、柴田町もこの特定被災区域に該当いたします、柴田町に住所を有していた者や、他の市町村の特定被災区域に住所を有しその後に柴田町に転入した者の属する世帯を含み、(1)の1号は、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯。第2号は、主たる生計維持者の行方が不明となった世帯。第3号は、主たる生計維持者の事業収入等の減収見込額が前年中の当該事業収入等の額の合計額が10分の3以上であるもので、総所得金額等の所得金額の合計額が1,000万円以下の世帯。

6ページになります。

第4号は、原子力発電所事故の関係になります。原子力災害対策特別措置法の規定により内閣総理大臣の指示により対象区域として避難、退避を行った世帯及び原子力災害対策本部長の指示により計画的避難区域や緊急時避難準備区域の設定となった世帯。

第5号は、主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯または被災者生活再建支援 法に規定する長期避難世帯。

第6号は、主たる生計維持者以外の者の行方が不明の世帯。

第7号も、第4号と同じく原子力発電所事故の関係となります。特定避難勧奨地点に居住 し、避難を行っている世帯について。

以上1号から7号までのいずれかに該当するときに保険税を減免するものであります。

第3条、減免の割合につきましては、ただいま説明いたしました第2条各号のいずれかに該当する場合に、7ページからの別表第1から別表第3に定めるところにより減免をするものです。

7ページ、下段にあります別表第1をごらんください。

上段の該当条項は、先ほど説明いたしました5ページからの第2条の第1号、第2号、第4号及び第7号に該当する世帯には保険税の全額を減免し、下段の同じく第2条の第6号につきましては、本来世帯に課税すべき額と行方不明となっている者を除いて算出した税額との差額を減免するというものであります。

8ページをお開きください。

別表第2は、第2条第3号の、主たる生計維持者の事業収入等の減収見込額が前年中の当該 事業収入等の額の合計額が10分の3以上あるもので、総所得金額等の所得金額の合計額が 1,000万円以下の世帯の減免割合を合計所得により段階的に定めたもので、前年中の合計所得金額区分と世帯全員の算出保険税額に減少が見込まれる割合を乗じて得た額とにより減免割合が算定されるものです。

備考の1になります。主たる生計維持者が事業を廃止または失業した場合は、別表第2の前年中の合計所得金額にかかわらず保険税額の全部を減免するものです。

備考の2につきましては、国保条例第23条の2、これは特例対象被保険者等に係る国民健康 保険税課税の特例の規定を定めたものですが、いわゆる非自発的失業者の課税の特例で総所 得金額を100分の30とする課税の特例を適用させた場合にはこの減免の対象とはしないとする ものです。

ただし書き以降につきましては、非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由により事業収入等の減少が見込まれる場合の合計所得金額を算出する場合には、(1)の1号は、上の第2表の対象保険税額の欄の対象とする所得については非自発的失業者の課税特例の100分の30した所得を用いて、(2)の2号については、別表2の前年中の合計所得金額の欄の段階別の所得については非自発的失業者の課税特例の100分の30とする前の所得を用いるとするものです。

別表第3につきましては、該当条項第2条第5項に係るもので、上段は、主たる生計維持者の居住する住宅に損害を受けた世帯と被災者生活支援法に規定する長期避難世帯についての減免割合を規定したもので、居住する住宅が全壊した場合と被災者生活再建支援法に規定する長期避難世帯については、その損害の程度を全壊とみなして課税額の全部を減免するというものであります。

また、下段の居住する住宅が大規模半壊または半壊となった場合については、減免額を2分の1とするものです。

この別表第3が、東日本大震災発生当時柴田町に住所を有し被災した納税義務者の多くの 方々が該当する減免の条項となります。

6ページに戻っていただきまして、先ほどの第3条第2項においては、減免の基準の二つ以上に該当するときは、減免の額が最も大きい減免基準により減免をするというものです。

第4条、減免の対象となる保険税につきましては、減免対象保険税は平成24年4月1日から 平成25年4月1日までの間に納期限が設定されているもので、第1号は5ページからの第2 条第1号から第3号までと、第5号、第6号の規定に該当する場合は平成24年4月分から9 月分までに該当する月割算定保険税額が適用されることとなるものです。 第2項におきましては、行方不明者が平成24年9月30日までに行方が明らかになった場合の 第2条第2号と第6号の行方不明世帯者の減免期間を規定するものです。

最後のページになります。 7ページになります。

第5条、減免の申請につきましては、第1項から3項まで減免を受けようとする納税義務者がなすべき書類の提出から町長がなすべき減免の可否の決定と通知までを規定しております。

第6条、減免の取り消しにつきましては、虚偽申請等の不正により減免を受けた者があると きの減免の取り消しに係る措置を規定したものです。

第7条は、委任の規定であります。

附則になります。この条例は公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用するものです。

以上、詳細説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

- 〇議長(我妻弘国君) **これより質疑に入ります。**質疑ありませんか。3番佐久間光洋君。
- ○3番(佐久間光洋君) これは第5条で申請をするというところから始まるという規定になっていますけれども、町のほうは、例えば柴田町町内でどのぐらいの人がこれに該当するかというふうな把握というのはできるんでしょうか。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。税務課長。
- ○税務課長(武山昭彦君) お答えいたします。

昨年も減免はしておりますので、該当する方、前年度と同じに通知書を差し上げたり、7月 に本賦課の納付書が発行されますけれども、その際にすべて通知するようにいたしておりま す。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○3番(佐久間光洋君) そうすると、この条例が発効して新たに該当するというのは余りない というふうな見込みということになりますか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。税務課長。
- ○税務課長(武山昭彦君) お答えいたします。

新たに町外から原子力発電事故の関係等で転入された方がなければ、今までの約98人昨年は 該当しておりましたけれども、その方々がことしも該当するものと思われます。

○議長(我妻弘国君) いいですか。ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(我妻弘国君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(我妻弘国君) 討論なしと認めます。

これより議案第2号平成23年東日本大震災による災害被害者に対する国民健康保険税の減免 に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(我妻弘国君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

# 日程第4 議案第3号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する 条例の一部を改正する条例

○議長(我妻弘国君) 日程第4、議案第3号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は 処分に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第3号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

公有地の土地信託制度は昭和61年の地方自治法改正により導入され、同法第96条に規定する 議会の議決事件として追加されたことから、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又 は処分に関する条例」の一部に所要の改正を行うものです。

改正の主な内容は、議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に「不動産の信託の受益権の 買入れ若しくは売払い」を加えるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお 願いいたします。

- ○議長(我妻弘国君) 補足説明を求めます。財政課長。
- 〇財政課長(水戸敏見君) 説明いたします。

議案書9ページになります。

この改正は、地方自治法の改正に沿った自治体条例の整理というふうにご理解いただきたいと思います。

改正後の欄、最後の文言になります。「又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い」を追加します。自治体での取り組みでは主に土地の信託を想定しています。信託銀行等に土地を信託し、土地造成や建物建設などを任せ、その賃貸や分譲で自治体も一定の利益を得るという仕組みです。実施のためには相応の土地があるか、受け手となる信託銀行があるかという問題があるのですが、将来を見据えてこの規定を追加いたします。

あわせて上図での訂正、文言の整理を行っています。

附則で公布の日からの施行を規定します。

以上、詳細説明です。

〇議長(我妻弘国君) **これより質疑に入ります。**質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(我妻弘国君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(我妻弘国君) 討論なしと認めます。

これより議案第3号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部 を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(我妻弘国君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第4号 柴田町児童館条例の一部を改正する条例

○議長(我妻弘国君) 日程第5、議案第4号柴田町児童館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第4号柴田町児童館条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

幼児型児童館は、児童館で幼稚園業務を行う柴田町独自の施策として、町内に保育所、幼稚園が整備されていなかった地域の子育て支援策として運営が始まり、一定の役割を果してまいりました。

しかし、少子化の進展に伴い児童数が減少し、幼児型児童館及び町内私立幼稚園において定員割れの状況にあること、共働き家庭の増加や就労形態の多様化による保育ニーズの増加に対応するため、保育環境の充実を図ることが必要となったことから、児童館のあり方について検討してまいりました。昨年、廃止後の計画について児童館入所児童の保護者や地域住民へ説明会を実施し、平成25年度末に幼児型児童館での幼児保育事業を廃止し、三名生児童館及び西住児童館を本来の学童型児童館に、柴田児童館を私立幼稚園運営に移行することについてご理解を得ております。

このことから、今回幼児型児童館での幼児保育事業の平成25年度末廃止に伴い「柴田町児童 館条例」の一部を改正するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお 願いいたします。

- ○議長(我妻弘国君) 補足説明を求めます。子ども家庭課長。
- **〇**子ども家庭課長(永井 裕君) それでは、詳細につきまして補足説明いたします。

ただいま提案理由を申し上げましたが、平成26年3月31日で三名生児童館及び西住児童館につきましては本来の学童型児童館に、また柴田児童館につきましては私立幼稚園の運営に移行します。そのため平成25年度につきましては5歳児のみの募集となるなど、保護者や町民の皆様に対しまして早目に周知を図っていくことが必要であるとの考えから今回条例の一部を改正するものであります。今後とも子育て相談や情報提供などを行い、地域における子育て支援の充実を図ってまいります。

それでは、議案書の11ページをお開きください。

議案第4号柴田町児童館条例の一部を改正する条例であります。

第2条第2項は、児童館の名称及び位置を規定したものであります。柴田児童館を私立幼稚園に移行することから名称と位置を削除するものであります。

次に、第3条は児童館の事業を規定したものですが、柴田児童館、三名生児童館、西住児童館での幼児保育事業を廃止することから、根拠規定となっております第2項の文言を削除するものです。

12ページをお開きください。

第4条は、委託納付金について。

また、第5条は委託納付金の減免について規定したものですが、児童館での幼児保育事業を 廃止することとした第3条第2項を削除したことに伴い削除するものであります。 第6条以降、第4条、第5条を削除したことに伴う条ずれによる改正であります。

附則ですが、この条例は平成26年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 〇議長(我妻弘国君) **これより質疑に入ります。**質疑ありませんか。17番白内恵美子さん。
- ○17番(白内恵美子君) 附則でこの条例は26年4月1日から施行。だからずっと先なんですが、今条例改正しておく理由についてを説明願います。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。子ども家庭課。
- 〇子ども家庭課長(永井 裕君) お答えします。

平成26年4月1日の施行なんですが、今回6月の定例会のほうに上程したという理由でありますが、来年度の児童館の募集につきましては5歳児のみの募集となります。それで今回、秋、児童館の募集をお知らせ版等に載せるわけですが、そのこともありまして早目に条例のほうを改正して保護者の方にも地域の方にもお知らせするということで、今回、ちょっと早目ですが、上程したという次第でございます。

- ○議長(我妻弘国君) よろしいですか。再質問どうぞ。
- ○17番(白内恵美子君) そうしますと、施行は平成26年だけれども、この条例を改正したのを 改正しましたということをまず出して、それで5歳児のみの募集をかけるという、そのため だけのですか。いわゆる私立幼稚園へ運営委託するとか、そういうような絡みとは関係ない ですか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。子ども家庭課。
- **〇**子ども家庭課長(永井 裕君) お答えします。

今の議員さんのご質問の内容にもあるんですが、今回これまでいろいろ保護者の皆さんや各地域において説明会を行ってまいりましたが、まだまだ周知についてまだ不十分であるということで、今回議会のほうでお認めいただければ今後広報紙等で今回の内容について詳しくお知らせしていきたいという考えで今回上程しました。

○議長(我妻弘国君) よろしいですか。ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(我妻弘国君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(我妻弘国君) 討論なしと認めます。

これより議案第4号柴田町児童館条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(我妻弘国君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

# 日程第6 議案第5号 平成23年東日本大震災による災害被害者に対する介護保険 料の減免に関する条例の一部を改正する条例

○議長(我妻弘国君) 日程第6、議案第5号平成23年東日本大震災による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

「町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第5号平成23年東日本大震災による災害 被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を 申し上げます。

平成23年東日本大震災により被災した65歳以上の第1号被保険者の平成23年度分の保険料につきましては、損害程度により減免を実施してきたところですが、平成24年度分の保険料についても、国から保険料の減免に係る財政支援の延長が示されました。

このことから、本町においても、災害被害者の第1号被保険者の保険料の減免期間を延長するため、「平成23年東日本大震災による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例」の一部を改正するものです。

改正の内容は、原発事故避難者については平成24年度分全部、その他の災害被害者について は平成24年9月分までに相当する保険料額を減免するための特例規定を追加するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお 願いいたします。

- ○議長(我妻弘国君) 補足説明を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(駒板公一君) それでは、詳細説明をいたします。

議案書13ページ、お開きください。

議案第5号平成23年東日本大震災による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例であります。

東日本大震災により被災した介護保険第1号被保険者、65歳以上の平成23年度分保険料につ

いては、災害臨時特例補助金において国庫補助の対象となることから、平成23年東日本大震 災による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例を制定し、損害程度に応じて減 免の対応をしてきたところであります。平成24年度分の保険料についても国より財政支援の 延長が示されましたので、条例を改正し、減免期間の延長を行うものであります。

改正の主な内容は、提案理由でも申し上げましたとおり、第1号被保険者の保険料の減免を 大震災の被害については平成24年9月分まで、原発事故避難者については平成24年全部の期 間延長を行うものであります。

条例について説明いたします。

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例。

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例(平成23年 柴田町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条の趣旨の改正でございます。本条例は、制定当初、平成23年度のみに適用することを 想定していたことから、平成24年度分の保険料にも適用できるよう、条文中の「平成23年度 分の」を削除するものであります。

続いて、附則に、第2項として、「平成24年度の保険料の減免の特例」を追加します。いわゆる読みかえを行うものであります。平成24年度の第2条第1項から第3項までに規定する保険料の減免については、これは平成23年東日本大震災による災害の被害者に対する介護保険第1号被保険者の保険料であります。同条中「平成23年度に課する当該年度分」とあるのを「平成24年4月分から同年9月分までに相当する」、これは保険料の減免期間を平成24年9月分まで延長することであります。「平成23年中」とあるのを「平成23年中又は平成24年中」と、これは収入の著しい減少に係る所得時期の変更でございます。第3条中「平成24年3月31日」とあるのを「平成25年3月31日」とし、これは減免の申請期間の延長であります。平成24年度の第2条第4項に規定する保険料の減免については、これは原発事故の避難者に対する保険料であります。同項中「平成23年度分」とあるのを「平成24年度分」とするのは、これは減免期間を平成24年度全部まで延長するものであります。第3条中「平成24年3月31日」とあるのを「平成25年3月31日」とするのは、これは減免の申請期間の延長であります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の平成23年東日本大震災による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の規定は、平成24年4月1日から適用す

る。

以上、詳細説明とします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

- 〇議長(我妻弘国君) **これより質疑に入ります。**質疑ありませんか。12番舟山彰君。
- ○12番(舟山 彰君) この議案第5号は前にある条例の一部改正する条例ということで出されているわけなんですが、これを見ていて、議案第2号の国民健康保険税の減免というんですね。先ほど担当課長の説明では、平成23年度やって今度24年分もということでこれ出しましたと言うんですけれども、ほかの議案について質問するみたいですけれども、議案第2号もこれと同じように条例改正みたいにできなかったのかなというふうにちょっと一つ思ったものですから。それと、どちらも、介護保険料もこれ対象は減免になるのは9月分ということでしょうか。ちょっと国民健康保険税のところでもちょっとただし書きのような感じで平成24年9月分までにというような、ちょっと出ているので、減免の対象となる期間というものをちょっと確認したいんですけれども。
- 〇議長(我妻弘国君) 1点目、税務課長。
- ○税務課長(武山昭彦君) お答えいたします。

昨年の4月の臨時会で徴税条例とあわせて国民健康保険税条例の減免の条例をお認めいただいたんですけれども、その際に町民税の減免の規定を国民健康保険税の規定に読みかえてという形で国民健康保険税は減免を規定させていただきました。ということで、今回それをまた変えると大変ややこしいものになるものですから、平成24年度は国民健康保険税につきましては新たに条例を制定させていただいて、減免条例を制定させていただいたということであります。

- 〇議長(我妻弘国君) 2点目、福祉課。
- ○福祉課長(駒板公一君) お答えいたします。

保険料の減免期間、平成24年9月までとした理由というお尋ねでございます。これは国の財政支援の期限が平成24年9月ということに示されたことなんでございますが、国の考え方では、被災地域の状況、柴田町だけでなくて被災地域全体を見渡した中で検討した結果ということでございます。被災保険者における介護保険のさまざまな実務の状況を考慮して、現在保険料が免除されている者について平成24年4月の特別徴収の年次処理を行った上で平成24年4月から9月の保険料は免除し、平成24年10月以降特別徴収による通常の保険料を徴収することを念頭に置いたことを配慮したことによっての期日の指定ということでございます。

〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。

- ○12番(舟山 彰君) きのうの一般質問の中で59人ぐらいがうちの町のほうに来ているとあった中で、南相馬市とか新地町とか、ほかにも福島県の市町から来ているんだなと思いましたが、このいろいろな去年の大震災に関しての減免で、もちろん我が町民に対しての減免もありますけれども、福島原発の関係でこちらに避難してきている人も対象になると。介護保険も先ほどの国民健康保険も。何か新聞とかテレビだと除染しても5年ぐらいは福島の市や町なんか戻りにくいというんですか、そういう状況だという話を聞いているんですが、そうすると、例えば柴田町としてそういう避難してきている方に対してこういった減免措置というのは、国の絡みもあるんでしょうけれども、去年、ことしとやるけれども、来年以降も場合によっては考慮するということが考えられるんでしょうか。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。福祉課。
- ○福祉課長(駒板公一君) お答えいたします。

減免の対象となる方に原発避難者がおるわけなんですが、現在、平成23年度の実績を申し上げますと2名の方がいらっしゃいます。福島県の富岡町から避難されてきている方なんですが、これについては今度の条例改正で平成24年度分全部という減免期間の延長がなされております。その後については、国の財政支援がそれに延長なるかどうか、それを連絡を待たなければならないんですが、長期的になるものというふうには考えております。

- 〇議長(我妻弘国君) よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。14番星吉郎君。
- O14番(星 吉郎君) この対象者は大体何名ぐらいなんですか。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。福祉課。
- ○福祉課長(駒板公一君) お答えいたします。

平成23年度の減免の実績でございますが、3種類あるんですが、住宅による被害の減免の方が260名、所得激減による減免の方が1名、原発避難者が先ほど申し上げたように2名ということで、263名が平成23年度の実績です。平成24年度についてもこの数字が移行するものと。また新たに災害被災地のほうから柴田町に転入されてきた方が追加なるものというふうに思っております。以上です。

○議長(我妻弘国君) よろしいですか。ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(我妻弘国君) **これをもって質疑を終結いたします**。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(我妻弘国君) 討論なしと認めます。

これより議案第5号平成23年東日本大震災による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(我妻弘国君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

# 日程第7 議案第6号 住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条 例の整備等に関する条例

○議長(我妻弘国君) 日程第7、議案第6号住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に 伴う関係条例の整備等に関する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第6号住民基本台帳法の一部を改正する 法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についての提案理由を申し上げます。

平成21年7月15日に公布された外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える「住民基本台帳法の一部を改正する法律」及び外国人登録法を廃止する「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が平成24年7月9日から施行されます。

これらの法律改正等により、関係する「柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例」外 5 本の条例について所要の改正を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお 願いいたします。

- ○議長(我妻弘国君) 補足説明を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(佐藤富男君) それでは、住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴 う関係条例の整備等に関する条例の詳細説明を申し上げます。

ただいま提案理由でも申し上げましたが、この改正内容は、平成21年7月15日に公布されました外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える「住民基本台帳法の一部を改正する法律」と外国人登録法を廃止する「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が平

成24年7月9日から施行されます。これらの法律改正の背景といたしましては、日本に入 国、在留する外国人が年々増加していることなどから、市町村が日本人と同様に外国人住民 に対し基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性が高まっていることによるも のであります。

主な変更内容といたしましては、外国人登録法が廃止され、住民基本台帳法の適用対象に加わります。外国人住民の方は、外国人登録法に基づき外国人登録原票に記載され、日本人住民とは異なる制度に登録されています。そのため現在は住民票には記載されておりません。このたびの改正で、外国人登録法が廃止され、外国人住民の方も日本人住民の方と同様に住民票に記載されるようになります。これまで外国人住民と日本人住民が一緒に暮らしておられる複数国籍世帯では外国人登録原票記載事項証明書と住民票とで別々に証明を取得していただいておりましたが、改正後は同一世帯であれば住民票に一緒に記載されることになります。住民票の記載事項は現在の外国人登録制度から大幅に軽減されるものであります。

以上のような法律改正等により、関係する柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例外 5 本の 条例についてまとめて改正を行い、今回、住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に 伴う関係条例の整備に関する条例の制定を行うものであります。

それでは、議案書の15ページをお開きいただきたいと思います。

議案第6号住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備等に関する 条例です。

第1条、柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例(平成7年柴田町条例第23号)の一部を改正する条例です。

この改正内容は、平成21年7月15日に公布された外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える「住民基本台帳法の一部を改正する法律」と外国人登録を廃止する「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が平成24年7月9日から施行されます。これらの法の改正に伴い、外国人登録法の引用箇所及び外国人登録原票、外国人登録証明書等の用語のほか、住民基本台帳施行令及び住民基本台帳法施行規則の改正により、外国人住民に係る住民票の記載の特例として通称の記載ができることとなることに伴い、通称を用いた印鑑の登録及び取り扱いに係る改正を行うものであります。

第2条第1項関係でありますが、この項の改正では、外国人住民の住民基本台帳法適用対象 を追加及び外国人登録法の廃止に伴い第2条第1項第2号を削ることになりますが、同項に 規定される号が第1号のみとなるため、同項第1号の規定を本文中に規定するものであります。したがいまして、改正後の第2条第1項は「印鑑の登録を受けることができる者は住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者とする。」に改めるものであります。

次に、第3条第2項第1号及び第2号関係でありますが、この項の改正では、外国人住民の 通称を用いた印鑑の登録を可能とするものであります。したがいまして、改正後の第3条第 2項第1号につきましては「住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称(住 民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下 同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの」に改めるも のであります。

議案書16ページをお開きいただきたいと思います。

第2号につきましては、「職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの」に 改めるものであります。

次に、第3条第2項第5号関係についてでありますが、文言の整理であります。

次に、第3条第3項関係の新設についてでありますが、この項では、非漢字圏の外国人について住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記またはその一部を組み合わせたもので表されている印鑑の登録を可能とするものであります。したがいまして、改正後は第3条に次の1項を加え、第3項「町長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。」と規定するものであります。

次に、第5条第3項第1号関係についてでありますが、この号の改正では、外国人登録法が 廃止され外国人登録証明書がなくなるものであります。したがいまして、改正後の第5条第 3項第1号につきましては、「官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって本 人の写真を貼り付けたものの提示があったとき。」に改正するものであります。

議案書17ページをお開きください。

次に、第5条第4項第4号及び第8号関係についてでありますが、この改正では、外国人住民の通称及び新設する第3条第3項において登録を認めた非漢字圏の外国人住民の氏名の片仮名表記を印鑑登録原票に登録することとするものであります。したがいまして、改正後の

第5条第4項第4号につきましては、同条第4項第4号中、氏名の次に「(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)」を加え改正し、第5条第4項第8号につきましては、第5条第4項第7号の次に1号を加え第8号とし、「外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記」を新たに規定するものであります。

次に、第5条第5項関係の新設についてでありますが、この項では、現在印鑑登録原票につきましては磁気ディスクをもって調製していますが、現在の条例に規定していなかったことから、今回の改正で新たに規定するものであります。したがいまして、改正後の第5条第4項の次に1項を加え第5項を新設し、「前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスクをもって調製することができる。」と今回の改正で新たに規定するものであります。

また、今回の改正により、同条第5項、第6項と改正するものであります。

次に、第7条第1項関係についてでありますが、文言の整理であります。

次に、第13条中の見出し及び同条1項中の「まっ消」、同条第2項中の「まっ消」を漢字の「抹消」に改めて文言の整理を行うものであります。

次に、第13条第2項第3号及び第4号関係についてでありますが、これらの号の改正では、外国人住民の通称及び非漢字圏の外国人住民の氏名の片仮名表記の変更、並びに外国人住民でなくなったことを町長が知った場合には職権により印鑑登録を抹消することができると規定するものであります。したがいまして、第13条第2項中「又は第4号」を「第5号又は第6号」に改め、議案書18ページをお開きいただきたいと思います。改正後の第13条第2項第3号につきましては、同項第3号中「氏若しくは名」を「氏名、氏又は名(外国人住民にあっては、通称又は氏名のカタカナ表記を含む。)」に改め、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加えるものであります。第4号、「外国人住民である者が、法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき(日本の国籍を取得したときを除く。)」第5号、「成年被後見人になったとき。」

次に、第14条第1項第2号及び第6号関係についてでありますが、これらの号の改正では、 外国人住民の通称及び非漢字圏の外国人住民の氏名の片仮名表記を印鑑登録証明書に記載するものであります。したがいまして、改正後の第14条第1項第2号につきましては、同条第14条第1項第2号中、「氏名」の次に「(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている 場合にあっては、氏名及び通称)」を加え、同項に次の1号を加え第6号とし、「外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記」を今回の改正で新たに追加規定するものであります。

次に、第2条、行政区長等の報酬等に関する条例(平成22年柴田町条例第3号)の一部を次のように改正するものであります。

改正条項は、行政区長等の報酬等の算定基準となる世帯数及び人口を規定している第4条で あります。

議案書19ページをお開きください。

行政区長等の報酬等の算定基準となる世帯数及び人口について、外国人も住民基本台帳法の 適用対象に加わり住民基本台帳に記録されることから、第4条第1項中「及び外国人登録原 票」、「又は登録」を削除するものであります。

次に、第3条柴田町手数料条例(平成12年柴田町条例第5号)の一部を次のように改正する ものであります。

改正条項は、手数料の種類及び金額を規定している第2条であります。このたびの改正で外国人登録法が廃止され、外国人住民の方も日本人住民の方と同様に住民基本台帳に記録され住民票の写しが発行されるようになることから、第2条第1項中、第31号を削り、第32号を第31号に繰り上げるものであります。

次に、第4条、柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和58年柴田町条例第19号)の一部を次のように改正するものであります。

改正条項は、助成対象者を規定している第3条であります。

議案書20ページをお開きください。

このたびの改正で外国人も住民基本台帳の適用対象に加わり住民基本台帳に記録されること から町内に住所を有する者に該当するため、第1項第1号中の「(外国人登録簿に記載のあ る者を含む。)」を削除するものであります。

次に、第5条、柴田町子ども医療費の助成に関する条例(平成16年柴田町条例第22号)の一部を次のように改正するものであります。

改正条項は、助成対象者を規定している第3条であります。このたびの改正で外国人も基本 台帳法の適用対象に加わり住民基本台帳に記録されることから町内に住所を有する者に該当 するため、第1項第1号中、「(外国人登録法(昭和27年法律第125号)に定める外国人登録 原票(以下「外国人登録原票」という。)に記載のある者を含む。)」及び第2号中の「(外国人登録原票に記載のある者を含む。)」を削除するものであります。

次に、第6条、柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例(平成16年柴田町条例第23号) の一部を次のように改正するものであります。

改正条項は、助成対象者を規定している第3条であります。

議案書21ページをお開きください。

このたびの改正で外国人も住民基本台帳法の適用対象に加わり住民基本台帳に記録されることから町内に住所を有する者に該当するため、第1項第1号中及び第4号中の「(外国人登録原票に記載のある者を含む。)」を削除するものであります。

附則。施行期日、第1項、この条例は平成24年7月9日から施行する。(旧条例の規定に基づく印鑑登録の取扱い)

第2項「町長は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例第2条第1項第2号の規定に基づき印鑑の登録を受けていた者(以下「外国人印鑑登録者」という。)であって、施行日において第1条の規定による改正後の柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例第2条第1項の規定に該当しないことにより印鑑の登録を受けることができないこととなるものに係る当該印鑑の登録については、施行日において職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。この場合において、町長は、速やかに、当該印鑑の登録を受けていた者に対して、その旨を通知しなければならない。」

第3項「町長は、外国人印鑑登録者であって、施行日において住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)附則第4条第1項の規定に基づき住民票が作成されるものについて、当該住民票が作成されたことに伴い、印鑑登録原票に登録すべき事項に変更が生じたときは、施行日において職権で当該印鑑登録原票を修正するものとする」ものでございます。

以上、詳細説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

- ○議長(我妻弘国君) これより質疑に入ります。質疑ある場合はページ数を示してください。 質疑ありませんか。11番大坂三男君。
- O11番(大坂三男君) このたびの改正で新たに外国人登録制度が廃止ということで住民基本台 帳のほうの対象者になると。その対象者の人数ですね、町内における。

それと住民票といいますか、要するに外国人の定義ですね。よくわからないんですが、外国

人としてどういう形で町として今後台帳なり、把握というのがされていくのか。 それから、選挙権との関係がどうなるのかよくわからないので、よろしくお願いします。

- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町民環境課。
- ○町民環境課長(佐藤富男君) 外国人の登録者につきましては、平成23年度末では161名でありましたが、5月の末日現在では158人が登録されております。それで、新たに今回外国人も住民票に記載されることになりますので、今までは、先ほどご説明申し上げましたとおり、外国人住民と日本人住民が一緒に暮らしている複数の国籍世帯では証明書を取る場合は外国人登録原票記載事項証明書と住民票とそれぞれ取っていたわけですけれども、今回一つになることによって住民票でもってその証明ができるようになります。それで、外国人につきましては、今回、日本に入国した場合については適法に3カ月以上日本に滞在する場合は在留カードというのが発行されますので、その在留カードを今度は町民環境課の窓口に提示していただきまして住民票を提出いただくということで、現実には日本人住民の方と外国人と両方を住民票上は管理していくようになります。例えば今3万8,500人ですけれども、うち日本人が幾ら、外国人が幾らということで内容的には把握できるようになります。

なお、選挙権については、外国人については現時点ではございません。

- ○議長(我妻弘国君) よろしいですか。ほかに。12番舟山彰君。
- ○12番(舟山 彰君) 1点目は16ページの第5条印鑑の登録なんですけれども、2項と3項が本人の確認ということになるんでしょうが、ここに例えば「官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって本人の写真を貼り付けたものの提示があったとき」と。これは、そうすると必ず写真で本人を確認するというふうに理解していいのかどうかなんですが。なぜこんなことを聞くかというと、今指名手配中のオウム真理教の信者が逃げていて、何か昔、別人になりすまして住民票を取って、それを持っていって会社に就職したとかということがあって、マスコミだと、昔は要領よくというかうまくやるとそういうふうに他人の住民票というのを取れるということができたと。役所のほうのシステムというかチェック機能がどこか漏れているところがあったというような何かマスコミで言い方をするものですから、この印鑑の登録でも住民票を取ることでも今本人確認というのはどういうふうに柴田町として例えばしているのかということもお聞きしたいと思います。

2点目は19ページの手数料関係なんですが、ここには例えば1通350円とありますが、柴田町の各種手数料の水準というのは周辺と比べてどうなんでしょうか。町民の方からちょっと言われたのは、相続とか何かいろいろな関係で各関係所にいろいろな住民票とかそれこそ印

鑑登録とか出すとなると、極端にいくと5通とか8通とかになると。そうするとちょっと手数料の負担というのをばかにならないなと、できたら安くしてほしいと。それから、例えば普通は1通350円とか400円なんだけれども、5通以上になった場合は、割引という言い方もちょっと悪いんですが、例えば普通350円なのを5通以上になったら1通300円という、そういうようなちょっとした要望といったら何ですが、ちょっとお聞きしたいと思います。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町民環境課。
- ○町民環境課長(佐藤富男君) 今の本人の確認ということでありますが、今新聞等でもマスコミでも話題になっておりますなりすましとかいろいろな問題がございます。そこで柴田町につきましては、それらの住民票の写し等証明書交付請求及び異動届における本人確認事項処理マニュアルというのを実は平成20年5月1日に策定いたしまして、これに基づきまして本人の確認をしております。今回も先ほどご説明申し上げましたとおり、適法に外国人登録できる方につきましては在留カードというのが交付されますので、それには顔写真も載っていますので、当然それらでもっての本人確認ができます。また、在留カードがまだ切りかえられない方については、外国人登録証明書も持っていますので、それが次の在留カードと切りかえるまでの間にその在留カードとみなされますので、そういう証明書の確認もいたしますので、それは日本人も外国人も同様にマニュアルにのっとって、それぞれ免許証であるとか、またはパスポートであるとか、顔写真つきの住基カードであるとか、これは日本人と同様に二重三重にチェックをして交付してまいるものであります。

また、19ページでの手数料関係で1通350円ということでありますが、これはおおむね周辺 市町村とも大体同じようなものであります。ただ、何通以上になった場合割引というような ことでありますが、それは割引ということは規定されておりませんで、あくまでも1通1件 幾らというふうな規定にしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

- ○議長(我妻弘国君) よろしいですか。再質問どうぞ。
- O12番(舟山 彰君) つまり昔はそういうふうに簡単にということはなかったんでしょう、他人の住民票を取れるって。当時と今とで役所のほうのチェック体制というのはどこか変わったということがあるんでしょうか。例えば国の通達で各自治体、住民票を発行するときの本人確認をどういうふうにしなさいというようなことが何年以降あって、今はそういうことはできないんだよという。ちょっとそこ私もテレビなんか見ていると、町民なんかも何であんなにうまく住民票取れたのかなと話しているので、それを聞きたいのと、例えばもう一つお聞きしたいのは、本人でなくて代理人が来た場合に、役場の窓口の申請書にはたしか委任状

を添付とか何かそういう代理人の場合の処理の仕方というのがあると思うんですけれども、 念のために、本人でなくて代理人が来た場合の処理の仕方というのはどうなっているかお聞 きしたいと思います。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町民環境課。
- ○町民環境課長(佐藤富男君) それでは、なぜ今このように本人確認が厳しくなったかという 経過についてちょっとご説明申し上げます。以前、昭和42年の住民基本台帳法の制定時においては、何人でも住民票の写しを交付請求することができたということが昔の経過でございます。ところが、個人情報保護の観点から昭和60年の今度法律が改正になりまして、不当な目的による場合は請求を拒否できることとされたということで、その法律改正がその後行われております。それで、さらに平成11年の法改正では、住民票コードが住民票の記載事項に追加されまして、住民票コードを記載した住民票の写しの交付請求は本人または同一世帯に属する者の請求に限られたというふうにまた改正されまして、さらに平成19年には、何人でも住民票の写し等の交付を請求できるという従前の交付制度を見直し、個人情報の保護に十分配慮した制度として再構築されたということで、法律は平成20年の5月1日から施行されております。それで、それを受けまして、町のほうでもこの平成20年5月1日の法施行を受けまして、平成20年5月1日にすぐ住民票の写しと証明書交付請求及び異動届における本人確認事務処理マニュアルをつくりまして対応しているというのが現状であります。

また、当然代理人においても届けまたは証明を取ることができますので、当然その方の代理 人が来た場合については代理人の方の免許証であるとかそういう写しも当然取りますし、ま た、会社からの委任状があればその会社からの委任状、そういうものもきちっと取って本人 を確認して出しているところでございます。

- ○議長(我妻弘国君) よろしいですか。ほかに。9番水戸義裕君。
- ○9番(水戸義裕君) 印鑑登録ということをちょっと私も詳しく。外国人の場合、Vで始まる言葉ってありますよね。そうすると、日本語だといろいろな表記がありますね。いわゆるハに点なのか、ウに点を二つつけてVの読み方というのがあるんですけれども、いわゆる印鑑登録のときにはそういうのっていうのはどういうふうになるかというか、それは本人がこれでいいんだと言えばそういうふうになるのか。

それから在留カード、3カ月以上滞在の場合出るということになると、住民登録というのは 期間が3カ月以上在日する人にだけしかということですよね。あと、これ、要するに登録す ることによって行政サービスが受けられるんだということですよね。この登録についてそう いう規定というか、片仮名言葉があるのかどうか。

- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町民環境課。
- ○町民環境課長(佐藤富男君) 今の印鑑登録についての内容でありますが、当然外国人についてはローマ字または片仮名で登録されている方もおります。当然ローマ字、片仮名、それは本人が登録したもので、今回の在留カード、そういうものにも書いてありますし、また現在の外国人登録原票、それにも本人が届けておりますので、そこに届けているローマ字、片仮名、いずれもOKでございます。登録できるものであります。

あと、3カ月以上と規定しているのは、不法滞在者または不法就労、そういうものを防ぐということで、今回平成24年7月9日以降の法施行に関しましては、従来3カ月未満でも登録されている方については自動的に7月9日以降については登録抹消というようなこと、例えば印鑑登録をされていたにしても職権で抹消ということになりますので、適法に3カ月以上滞在している方にのみ住民登録ができますし、印鑑登録ができると。片仮名でもローマ字でも非漢字圏の方は登録することができるものであります。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問ですか。
- ○9番(水戸義裕君) だから、片仮名だというのは、さっき言ったようにウに点をつけたいわゆるVで始まる……、それはもういわゆる当用漢字がどうとかというようにあるような、そういうのはないということなんですね。はい、わかりました。
- 〇議長(我妻弘国君) ほかに。3番佐久間光洋君。
- ○3番(佐久間光洋君) ちょっと今の話と似通っているんですけれども、これ今の課長の答弁だと片仮名とローマ字ということなんですけれども、この住民基本台帳、もとの変更の住民基本台帳のほうでは片仮名というふうには限定していないんですか。とローマ字というふうに二つ限定してあるんですか。言語はそのほかにもあるでしょう。スペイン語だったり何だりいろいろあって、それでもそういう形でも判こつくっていいんだか。片仮名、ローマ字二つに限定しているんだか。そこのところをちょっとはっきりお願いいたします。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町民環境課。
- ○町民環境課長(佐藤富男君) 確かに言語というのもあるんですが、印鑑登録につきましては、今回の法改正によりまして片仮名表記またはローマ字、それが印鑑として認められるものでありまして、言語については今回の印鑑登録はできないようになっております。外国人の方については片仮名とかローマ字、そういうものでの印鑑登録ができるものであります。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。

- ○3番(佐久間光洋君) ただ、不動産登記のほうは多分ローマ字というのは認めてなくて片仮 名だけだったと思うんです。その辺の問題は起きないんでしょうか。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。町民環境課。
- ○町民環境課長(佐藤富男君) 登録は基本はローマ字で最初住民登録する場合も書かれまして、あとは、もう一つは正式名称も当然入ります。今回の印鑑に限れば非漢字圏の方は片仮名表記またはローマ字での登録が可能です。あと、漢字圏の方は漢字で印鑑登録ができるということで、今回の印鑑登録の関係についてはそのように規定されております。
- ○議長(我妻弘国君) よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(我妻弘国君) 質疑なしと認めます。**これをもって質疑を終結いたします。** 

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(我妻弘国君) 討論なしと認めます。

これより議案第6号住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備等 に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「替成者起立〕

O議長(我妻弘国君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 ただいまから休憩いたします。

再開は11時10分です。

午前10時55分 休 憩

午前11時10分 再 開

〇議長(我妻弘国君) 再開いたします。

日程第8 議案第7号 スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

○議長(我妻弘国君) 日程第8、議案第7号スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備等 に関する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第7号スポーツ基本法の施行に伴う関係 条例の整備等に関する条例についての提案理由を申し上げます。

昨年、第177回国会において「スポーツ基本法」が成立し、平成23年6月24日に平成23年法 律第78号として公布されました。

スポーツ基本法は、昭和36年に制定された「スポーツ振興法」を50年ぶりに全部改正し、スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する政策の基本となる事項を定めたものです。

今回、スポーツ基本法の施行に伴い町の関係条例の整備等を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお 願いいたします。

- ○議長(我妻弘国君) 補足説明を求めます。生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(加茂和弘君) ただいま申し上げました提案理由のとおり、昨年、第177回国会におきまして「スポーツ基本法」が成立し、平成23年6月24日に平成23年法律第78号として公布され、同年8月24日に施行されました。

スポーツ基本法は、昭和36年に制定された「スポーツ振興法」を50年ぶりに全部改正し、スポーツに関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する政策の基本となる事項が定められました。

今回、このスポーツ基本法の施行に伴い町の関係条例の整備を行うものでございます。

改正する関係条例ですが、柴田町スポーツ推進審議会に関する条例の一部改正、特別職の非 常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、柴田町学校体育施設の開放に関する 条例の一部改正の3条例となっております。

主な改正点について申し上げます。

議案書23ページをお開き願います。

柴田町スポーツ振興審議会に関する条例の一部改正の内容ですが、1点目は、スポーツ振興 法の全面改正により、スポーツ振興法の条名及び法令の題名、法令番号を改め、引用してい る条文につきましては、スポーツ基本法の条名及び法令の題名、法令番号に改めるものでご ざいます。

2点目は、従来の「スポーツ振興審議会」が「スポーツ推進審議会」に改められましたので、この文言を改めるものでございます。

3点目は、改正が必要と判断しました条文中の「スポーツの振興」の文言を「スポーツの推

進」に改めるものでございます。

24ページをお開き願います。

4点目は、スポーツ基本法第4条第2項にスポーツ推進審議会委員の任命方法の条文を追加しております。条文を新たに追加した理由でございますが、このたびのスポーツ基本法の改正に伴い、以前の上位法でありましたスポーツ振興法第18条第4項に規定されておりました審議会委員の任命方法が今回の条文改正によりまして削除されましたので、柴田町スポーツ推進審議会に関する条例の中に審議会委員の任命方法を新たに明記したものでございます。

なお、同法第4条2項第3号「スポーツ関係団体等の代表者」及び第4号「公募による者」 につきましては、広く意見を聴取するため新たに追加したものでございます。

5点目は、25ページ記載のとおり、従来の「体育指導委員」が「スポーツ推進委員」に改め られましたので、この条文を改めるものでございます。

次に、特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例。

第2条、別表第1。第1条、第4条関係の一部改正ですが、スポーツ基本法の中で教育機関である「スポーツ振興審議会委員」が「スポーツ推進審議会委員」に、「体育指導委員」が「スポーツ推進委員」に改められましたので、本条例に引用しているこれらの文言を改めるものでございます。

26ページをお開き願います。

次に、柴田町学校体育施設の開放に関する条例の一部改正ですが、第1条中のスポーツ振興 法の条名及び法令の題名、法令番号を、スポーツ基本法の条例及び法令の題名、法令番号に 改めるものです。

なお、附則第1項に、この条例は公布の日から施行するとし、附則第2項に、柴田町スポーツ振興審議会の委員をスポーツ推進審議会の委員として任命されたものとみなし、その委員の任期を旧条例第4条の任期の在任期間と同一とすると規定しています。

また、附則第3項に、旧条例第6条第1項の規定により定められた会長または副会長である者は、それぞれこの条例の施行の日に新条例の規定により、柴田町スポーツ推進審議会の会長または副会長として定められたものとみなす規定を経過措置として付記しております。

以上、スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の整備の詳細説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- 〇議長(我妻弘国君) **これより質疑に入ります。**質疑ありませんか。17番白内恵美子さん。
- O17番(白内恵美子君) 24ページ。第4条の2項、審議会の委員ですが、現在の審議会がその

まま移行するということですが、いつまで、期間はいつまでなのか。そして今後、公募による者等のこの割合ですね。今と同じなのか、変わるのか。何人ずつにするのかを伺います。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。生涯学習課課長。
- ○生涯学習課長(加茂和弘君) ご質問にお答えいたします。

今の任期の関係もありまして、今の現審議会委員は平成26年の3月末までが任期期間になっております。ですから、公募の割合についてもまだ原案はないんですけれども、今後、期間中にバランスを考えて、それでいろいろな方からの幅広いご意見をいただけるような仕組みにしてまいりたいと考えております。

○議長(我妻弘国君) 再質問よろしいですか。ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(我妻弘国君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(我妻弘国君) 討論なしと認めます。

これより議案第7号スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(我妻弘国君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第8号 平成24年度柴田町一般会計補正予算

○議長(我妻弘国君) 日程第9、議案第8号平成24年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 登壇]

〇町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第8号平成24年度柴田町一般会計補正 予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、制度改正や緊急の対応に要する経費など、真にやむを得ないものについて補 正するものであります。

補正の主なものは、歳出では農業水利費や公園緑地費を増額するほか、農林水産施設災害復

旧関連事業費などを措置するものであり、その財源として国県支出金、町債、財政調整基金、諸収入などを充当いたします。

これによります補正額は7,994万3,000円の増額となり、補正後の予算総額は127億963万6,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお 願いいたします。

- ○議長(我妻弘国君) 補足説明を求めます。財政課長。
- 〇財政課長(水戸敏見君) 説明申し上げます。

議案書27ページからになります。

今回の補正は、歳入歳出の予算総額にそれぞれ7,994万3,000円を追加し、補正後総額を127 億963万6,000円とするものです。

地方債補正を説明いたします。32ページです。

農業体質強化基盤整備促進事業費は、災害復旧事業にかかわっての起債です。災害援護資金 貸付金は、東日本大震災にかかわっての援護資金の財源措置となりますが、原資を県から借 り入れることになりますので、財政法上地方債とするものです。

歳入について説明いたします。35ページです。

歳入歳出とも主要事項についてのみ説明いたします。

まず、13款分担金及び負担金、農林水産業費負担金で小規模山地災害復旧事業負担金96万円を計上します。災害復旧事業にかかわる個人負担分となります。これについては歳出で詳しく説明申し上げます。

15款国庫支出金で子育て支援交付金245万円、災害等廃棄物処理事業費補助金497万円、農業体質強化基盤整備促進事業補助金500万円を追加計上します。国庫補助等の決定、見込みによるものです。

下の段、16款、災害弔慰金負担金は対象者の確定による減額を行います。

37ページです。

19款繰入金、財政調整基金から4,227万1,000円を繰り入れます。今回補正の財源となるものです。補正後、財政調整基金と町債等管理基金を合わせた予算残高は8億9,700万円規模となります。

中段です。21款諸収入では助成金等で541万1,000円を計上します。

22款町債では、災害復旧のための農林水産業債と県から借り入れの災害援護資金貸付金を計

上します。

歳出について説明いたします。38ページ、お開きください。

2 款総務費、目5財政財産管理費で220万円を計上します。27区集会所、新築になりましたが、その備品整備のため自治総合センターコミュニティ助成金の交付を受けます。

39ページです。

下の段、3款民生費、目1児童福祉総務費で195万円の増額補正を行います。地域子育て支援のための予算調整ですが、今回、町内のNPO法人が行う子育て支援事業が国庫補助を認められました。そのことにより事業名称と事業量の変更を行うものです。補正後、この事業は国庫補助が245万円、一般財源が100万円、合計で345万円の事業として構成いたします。

40ページ、お開きください。

一番下の段です。6款農林水産業費、目5自然休養村費で工事請負費257万3,000円を計上します。これは大風被害で傷んだ浴室の隠し塀を修繕いたします。

41ページです。

目 9 農業水利費で合計1,644万9,000円を追加補正します。入ため池用水路の緊急修繕が必要になったことからの手当てを行います。

42ページです。

中段。8款土木費、目5公園緑地費で2,438万8,000円の増額補正です。委託料、船岡城址公園花木植栽事業委託料470万円は、花のまちづくり資金として指定寄附があったことから計上するものです。船岡新栄4号公園実施設計委託料104万円、(仮称)さくら連絡橋予備調査委託料798万円、この計上は社会資本整備総合交付金事業の開始によるものです。工事請負費で公園遊具等の整備経費939万8,000円を計上します。

下段です。9款消防費で第2区の自主防災組織コミュニティ助成90万円を計上します。自主総合センターコミュニティ助成金を財源とするもので、救助機材、炊き出し用機材等の整備を行います。

43ページ、お開きください。

10款教育費、目2教育管理費で455万6,000円の増額補正です。11節需用費、修繕費で200万円を計上しています。船岡小学校、西住小学校の受水槽の修繕及び教育用パソコンの修繕料等となります。また、工事請負費で船岡中学校のバスケットゴールの修繕を行います。

下の段です。目1中学校管理費、光熱水費で563万2,000円の増額補正を行いますが、これは 改築中の槻木中学校仮設プレハブ校舎、これの暖冷房用のエアコンの電気料が想定を大きく 上回ったための措置となります。

45ページ、ごらんください。

上の段です。10款教育費、目2保健体育施設費で修繕料466万9,000円を計上します。これは 野球場の照明鉄塔と槻木体育館の玄関タイルの修繕が主な内容となります。

中段です。11款災害復旧費は、これは一般質問で質疑のありました船岡城址公園の西側、山崎地区の災害復旧費の計上です。財源内容をごらんいただきたいんですが、特定財源で、その他、個人負担分になりますが、2割相当分96万円を計上しています。この金額については、一般質問でもお答えしたように再度県との協議を行うこととしています。

12款公債費150万円の計上は、災害援護資金の返還がありましたので、その金額を県に返還いたします。地方債扱いとしていますので、公債費としています。

以上、詳細説明となります。よろしくお願いいたします。

- ○議長(我妻弘国君) これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。1番平間奈緒美さん。
- ○1番(平間奈緒美君) 1番平間奈緒美です。

42ページ。8款土木費、目5の公園緑地費の中の委託料、船岡新栄4号公園実施設計委託料なんですけれども、今回のワークショップを数回にかけて行って公園整備について大体4号公園のイメージ図とかできていると思うんですけれども、その詳しいどんな公園になるのかもし今の段階でわかっているんであればお願いいたします。

あと、15工事請負費の公園遊具更新工事、どこを行うのかお願いいたします。

- 〇議長(我妻弘国君) 1点目、市街地整備対策監。
- 〇市街地整備対策監(加藤秀典君) お答えします。

船岡新栄 4 号公園については、住民公募で行ったワークショップで 4 月18日に町に対して提案がなされました。テーマを交流というふうに定めて、ゾーニング的にはわんぱくゾーン、交流ゾーン、ちびっこゾーン、モニュメントゾーンという大きなゾーン分けをされて、シンボルになるザイルクライミングというロープ状の登るものがあるんですけれども、そういったものを中心にした公園にしてほしいということの提案がなされております。以上です。

- 〇議長(我妻弘国君) 2点目、都市建設課。
- ○都市建設課(大久保政一君) 公園遊具の更新工事でありますが、どの公園をということです。清住1号公園、それから入袋2号公園、それから槻木駅西の1号、2号、3号公園、トータルで5公園の更新工事を予定しております。

- ○議長(我妻弘国君) 再質問ありますか。結構ですか。次、ほかに。12番舟山彰君。
- O12番(舟山 彰君) 歳入歳出一括でいいんですよね。
- ○議長(我妻弘国君) 一括です。ページ数を示してください。
- ○12番(舟山 彰君) 1点目は、39ページ。児童福祉総務費の負担金補助及び交付金で地域子育て支援事業補助マイナス150万円、地域子育て支援拠点事業補助345万円。先ほどの財政課長の説明は、何か国からの補助とか町内のNPOということなんですが、結局補助対象となる事業、これ名前が変わって、事業そのものの規模も変わったからこの金額が造成というか……、ちょっとこの辺もっと詳しく説明、担当課ですか、にお願いしたいと思います。

2点目は、41ページの農業水利費、19の負担金補助及び交付金。ここも一般質問なんかにも 関係したのかと思いますが、農地・水保全管理支払交付金負担金が250万円で、農地・水保全 管理活動支援交付金がマイナス690万円と。ちょっとこれについても詳しく説明お願いしたい と思います。

それから、3点目なんですが、43ページの、先ほど槻木中学校の何か光熱水費563万2,000円プラスというのが何かちょっと想定外のというような財政課長の説明がありました。どういうことで想定外というか、そういう状況だったのかということです。

最後は45ページの災害復旧費のところ、先日の広沢議員の一般質問に関係してということなんですが、あの一般質問を聞いていて思ったのは、結局町による舘山の伐採がああいう被害をもたらした一つの要因というふうに受け取っていいんですかね、きのうの質疑等で。それと、舘山のほかの地区で同じような心配というのがないのかお聞きします。以上です。

- 〇議長(我妻弘国君) 1点目、子ども家庭課。
- 〇子ども家庭課長(永井 裕君) それでは、お答えします。

児童福祉総務費、負担金補助及び交付金の195万円の補正であります。地域子育て支援事業補助マイナスの150万円、地域子育て支援拠点事業補助345万円の増額補助の内容でございます。先ほど説明しましたが、NPO法人が実施します子育て広場事業が今年度新たに拠点を設置しまして、これまで新栄集会所で実施していました広場事業とあわせて実施することになりました。それで事業の内容を精査しました結果、国からの子育て支援交付金、先ほど歳入のほうにも計上しておりますが、子育て支援交付金を受けて実施することが可能であることから、これまで当初予算では一般財源の150万円を計上しておりましたが、それを減額しまして、補助事業名を地域子育て支援拠点事業ということに変更するとともに、国庫補助金245万円に一般財源の100万円を加えて345万円を補助金としてその団体に交付するものでござい

ます。

- 〇議長(我妻弘国君) 次に、農政課。
- 〇農政課長(加藤嘉昭君) 41ページの農業水利費の負担金補助及び交付金ですね。農地・水保全管理支払交付金関係です。農地・水保全管理支払交付金につきましては12集落で取り組むということになりまして、新たに8集落がふえたわけですけれども、前期の5年間、4集落やった地区につきましては、5年間いただいた交付金の約75%が交付されるようになります。それから、新たに取り組む8集落につきましては農用地面積に応じて交付されるわけですけれども、国のほうでは最大4,400円10アール当たり交付するとしておりました。ただし、宮城県でもどの程度の団体が取り組むかわからないということで、当初予算では10アール当たり2,200円ということで考えていましたので、当初予算では360万円町が負担するということで予算化しておりました。4,400円国のほうから10アール当たり単価交付するわけですけれども、その負担割合がありまして、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1ということで、国と県と町で取り組む各資源隊のほうに直接県の協議会から交付されます。町の予算を通らないで直接12集落に県の農地・水協議会のほうから支払われるということになります。

この上の交付金負担金については、ですから、町が4分の1負担する分を、今回単価が上がりましたので250万円増額しまして610万円県の協議会のほうに負担をしまして、協議会のほうから各資源隊のほうに国と県の1,800万円程度を合わせた額が交付されるということでございます。合計で2,400万円ほど各12集落に交付されると。トータルでそういう金額になります。

下の管理活動支援交付金につきましては、当初2,200円ということで考えていたものですから、それではこれまで江払いやっていた以上に少なくなる地区もあるということで、この下の支援交付金については町の単独分でその不足分を補おうとした額でございます。当初900万円計上していたわけですけれども、10アール当たりの単価が4,400円ということで多く交付されることになりましたので、町単独分の690万円を減額するということでございます。ですから、町の持ち出しが少なくなって国なり県のほうから多くもらえるようになったということでご理解いただければなというふうに思います。

- ○議長(我妻弘国君) 次に、43ページ。教育総務課。
- ○教育総務課長(笠松洋二君) お答えします。

今回の補正の要因といたしましては、ただいま槻木中学校の工事をしておりまして仮設校舎 を使用しておるんですけれども、平成24年度当初の計上するときには、使用料の想定がなか なか難しいということで平成22年度、平成23年度の実績で570万3,000円を計上させていただいたという経緯がございます。それで平成23年の11月1日に仮設校舎を使用開始いたしまして、それまでは10万円から17万円ほどの間での使用料の支払いできておったんですが、12月分の支払い、11月に使ったものが翌月の支払いになりますので、12月分の支払い額がこのときで23万8,000円になりまして、当然冷暖房をエアコンで、騒音を回避するために部屋を閉めますので、窓を閉めますので、その関係で冷暖房の使用をエアコンで対応するという設計でございましたので、それにつきまして、1月が32万2,000円、そして2月が38万円、3月に至っては40万円というような数字になったわけでございます。でありますので、今回6月の補正をもちまして平成24年度の支払い分を計算させていただきまして、見込みを平成24年度では1,133万円を見込みましたので、当初予算計上額との差し引きといたしまして今回の補正額を計上させていただいたということでございます。よろしくお願いします。

- ○議長(我妻弘国君) 次、災害のこと。農政課でいいですか。
- ○農政課長(加藤嘉昭君) 45ページの小規模災害の関係でございます。昨日広沢議員の一般質問でいろいろご質問にご答弁申し上げました。その後、都市建設課、商工観光課、財政課、農政課ということでいろいろ協議をいたしました。町の伐採が要因になるかということでございますが、以前に昭和61年の8・5豪雨の際にも、一番北側の2軒についてはそういう伐採をしなくても土砂流出がありまして、同じ事業を使って2割を負担して工事を行ったという経緯がまずございます。ただし、今回、その2軒のうちからもっと南側の3軒につきましてはちょうど上部が伐採したところの下流に当たるということで、全く伐採が関係ないというふうにはとれないだろうという、きのうの内部会議ではそのようになりました。あと流木も、当然切った伐採した木が明らかに家の手前まで流れてきていると。それから土砂についても、やはり直接木の枝を伐採したために表層を崩れるような雨が降ればそういう原因になったことも捨て切れないだろうということで、きのうの内部会議では一因になったのは間違いないということに結論づけになりました。

負担金等についてはちょっとまだ結論は出ていないんですけれども、ある意味で伐採したために、そういうことが要因であれば20%を10%程度に軽減するかどうか、最終的にもう少し時間たったら結論づけたいというふうに思っています。ただ、おおむね軽減せざるを得ないだろうということで、10%程度にする方向で今協議をしているということでご理解いただければと思います。

それから、他の地区は心配ないかということなんですけれども、実は県のほうで平成18年と

19年度に柴田町全体の山地災害危険地区ということで調査を行いまして、平成20年8月に柴田町の山ですね、全体で指定されております。その山地災害危険地域というのは、一つは山腹崩壊危険区域、それから崩壊土砂流出危険区域、それから地すべり土砂流出危険区域ということで三つに分けて指定されているわけですけれども、柴田町全体で33カ所指定されております。今回この事業を実施する山岸地区につきましては一部山腹崩壊危険区域ということに指定されております。ただし、大分急峻なものですから、昨年のように時間雨量50ミリ以上のような雨が降れば山自体が地すべりでくるという危険性は少ないと思いますけれども、表層部分だけ崩壊してくる可能性はあるというふうに指定されておりますので、全然危険な場所ではないという位置づけになっているということだけご理解いただければなというふうに思います。

- O議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- O12番(舟山 彰君) まず、39ページの子育てのことなんですが、結局NPOがやる事業の規模がふえたということなんでしょうか。結局町としては最初150万円での子育て支援事業補助ということで計上していたのをそれをマイナスして、国からその分財源がふえたということなんでしょうけれども、345万円ということは、NPOが行う事業そのものが規模がふえたのかどうかという、その辺ちょっと確認したいと思います。

それから、二つ目は今の山岸地区のことなんですけれども、県の前の調査で舘山全体は一応安全だといいますが、その調査の後ですよね。町がつまり花咲山構想ということで花を植えるんだといってかなり木を切ったと。今回の場合は観音様のところから大河原のほうも見やすくするということで伐採した点がこの一つの要因だったというふうに聞こえたんですけれども、それでお聞きしたいのは、町民の方から、あんなに舘山、木を切ってこういう水害という心配がないのかということなんですよね。前、私、町内で我々議員が奉仕ということで舘山ごみ集めしたときに、下の昔のテニスコートですか、そのちょっと上のところ、ばさっと木を切ったところ崖崩れというか、しないのかと。今はたしかまだ雑草とか生えてきているような気がするんですが、私、この広沢議員のあれ見たとき、舘山のこういう被害があったというので、あの地区のことを最初何かイメージあったんですけれども。そういう意味で、県のその調査の後、舘山の今の実情が、実際にこういう被害があるんですから、安全地域といえるんでしょうか。

それと、これ町民の方から言われたんですが、もう一つは、カラスというと嫌われ者ですけれども、舘山であんなに木切られたものだから、このごろたしかここの近くで恵林寺とかほ

かの地域に夕方帰るというんですね。昔は舘山に夕方帰ったというのが、音がうるさい、ふ んがあれだとかという、何かそういうこと町は聞いているのでしょうか。以上です。

- 〇議長(我妻弘国君) 1点目、子ども家庭課。
- 〇子ども家庭課長(永井 裕君) お答えします。

先ほども申し上げましたが、これまで新栄集会所で行っていた事業をさらに別なところに店舗を借りまして事業を展開するということで、事業量をふやして行うということの増でございます。

- 〇議長(我妻弘国君) 次、町長。
- ○町長(滝口 茂君) ここでいつも言うんですが、議会の特別委員会の指摘って何なんだろうというふうに思います。私が切った木ではなくて、平成17年の議会の産業経済常任委員会から指摘事項なんです。船岡城址公園山頂の眺望を確保をと。このときは舟山議員はいらっしゃったと思います。それで、平成19年の8月ですから、6月議会ですか、産業建設委員会から舘山山頂から蔵王の眺望についてまだ実現していない状況であると、早期に実現に向けて粘り強く取り組むことと、こういう指摘を受けております。それで平成20年の今度は3月議会で、議会だより。追跡、あれはどうなったと。城址公園からの眺望、遠く蔵王連峰が眺望できるように改善されたと。ですから、話聞いていると、町長だけが、一町民の方にこういうことも話してもらわないと、言葉は悪いんですけれども不公平だと私は思います。議会の要望、委員会の言ったとおりやってきたわけですから、そこは話してもらわないと。町長が木を切ったとかっていうのが、何か私個人でやっているような感じに聞こえますが、それは誤解のないように、やっぱり議会で議決したこと、それは正しく伝えていただかないといけないと思います。

それから、崖崩れの関係で木を切ったからということなんですが、何回も私、山を歩いております。西側は確かに伐採しました。それから山道、中腹も崖崩れが起こっております。これは雑木を切り払いをいたしました。ところが、二の丸の登り口、今工事しておりますが、あそこは伐採しておりません。ですけれども、崖崩れしております。ですから、すべて伐採に影響して町長がやったからというような発言をされると、それは違うんではないかと。そういうこともきちっとやっぱり正しく伝えてもらいたいというふうに思っております。ですから、今回は全く影響がなかったと。木を切って根こそぎ伐採したわけでありません。けれども、今まで緑のあった分、水を葉っぱが吸収できなくなった。これは間違いないし、それから切った木が下におりていったという広沢議員の指摘もありましたので、全く影響がない

ということではないので、担当課に即検討させて、今回は、普通2割ご負担をいただくんですが、1割はご負担をいただきたいと。免除というのは、これまで60年間この仕組みでやってきておりますので、今回の免除ということはできないだろうという結論に達しました。ですから、広沢議員から質問されたら、広沢議員が一般質問で質問されましたので、1割にしますと答えるつもりだったんですが、余りにも曲解された質問されておりますので、ここで1割というふうに答えさせていただきたいというふうに思っております。

ですから、何回もくどく申しますように、こういうこともそろそろ、何回も僕は言っているものですから、過去の経緯も、それだけこの一般質問の何なんだろうと。一般質問というのは議員の一番大事な質問です。この一般質問をここの中で議論をすると。我々もその一般質問に対して調べて真摯に答えているわけですね。そういうところを、一般質問は舟山議員と私だけの関係ではないんですね。ここは全体の議論の場なので、そういうことまで考えていただかないといけないと。ですから、こういう過去の委員会の報告事項についても我々は取り組んでおりますので、全く考慮しないというようなことではありませんので、ぜひともそういう、この議場での議論というものも真摯に一般町民、顔が見えませんけれども、ぜひお伝えいただければ大変正しく町政が運営されていくんではないかな、誤解のないような町政が運営されていくんではないかなと改めて思うところでございます。

- ○議長(我妻弘国君) もう1点、カラスのこと。農政課。
- ○農政課長(加藤嘉昭君) カラス、非常に、確かに城址公園、以前は夕方になるといっぱいどこから集まるくらい、真っ黒になるくらい役場の庁舎からもよく見えたんですけれども、確かに最近は、木を切ったからではなくて、うちの今周りにもかなり来ているんですよ。以前は来てなかったんですけれども、カラスもやっぱりそのときそのときで移るんじゃないかなというふうに思いますので、木を切ったのが原因ではないのではないかというふうに思っています。
- ○議長(我妻弘国君) 再々質問ありますか。どうぞ。
- ○12番(舟山 彰君) だれが木を切ったとかそういうことじゃなくて、現実的にこういう被害があったということで、私としては舘山に関してほかの地域で同じような被害がないように町としては気をつけてほしい、対応をとってくれということなんですよね。先ほどの答弁の中で県で調査やったとかってありますが、その後舘山の状況が変わったわけですから、町民としてもやはり今回このような被害が実際にあったわけですから、周辺の住民ですね、下のほうの住民は特にこういうことが二度とないようにしてほしいと。私は、そう望んでいるん

だろうし、それを訴えたいだけです。だれが木を切ったとか、昔議会が観光に力を入れることとかってすぐ町長言いますが、私が今回ここで質問しているのは、この山岸地区の復旧の事業に関してこういうことのないようにということですから、よろしく今後こんなことのないようにとお願いしているだけです。

それと、カラスのことが、つまりそういうふうに舘山の環境が変わったということで、私からするといろいろ町民がもしも何か思わぬ被害……、被害というんでしょうか、影響を受けているというか、それも町としてはやっぱり考慮すべきじゃないかなと思います。これは質問じゃなくて、やっぱりそういう考慮が必要じゃないかなという要望でいいです。質問終わります。

- ○議長(我妻弘国君) ほかに。17番白内さん。
- O17番(白内恵美子君) 36ページの一番下の寄附金、花のまちづくり資金として500万円。と てもありがたく嬉しいことなんですが、昨年度の方でしょうか。どのような方なんでしょう か。

それから、40ページの保健衛生費の8放射能対策費の消耗品費10万円出ているんですが、一般質問での課長の答弁の中で、第一幼稚園、除染始まっているということだったんですが、 どこまで進んだのか。それと、空間線量はそれでどうなったのかお聞きします。

それから、41ページの農業水利費の工事請負費、入ため池の改修工事なんですが、内容はどのような改修を行ったのでしょうか。

それから、42ページの土木費の公園緑地費の(仮)さくら連絡橋予備調査委託料なんですが、これ基本計画のことですか。基本設計のほうは終わったと聞いたんですが、ボーリング調査等どのような結果だったのか伺います。

それから、その下の工事請負費。平間議員からも質問があったんですが、更新工事ということは、新たに変わった遊具ではなくて前と同じものを設置したのか、どういう遊具を設置したのかをお聞きします。

それから、43ページの教育費の報償費、学び支援員それからスクールソーシャルワーカー、 どのような配置をなさるのか。特に学び支援員のほうの仕事の内容についても伺います。

- 〇議長(我妻弘国君) 1点目、財政課。
- ○財政課長(水戸敏見君) 今回花のまちづくり資金として個人から500万円の指定寄附がありました。ただ、匿名ということですので名前は明かしませんが、財政としては花のまちづくりを進めているので財政の財源としたかったんですが、ぜひ見える形でという希望もありま

したので、今回補正で歳出も組みました。以上です。

- 〇議長(我妻弘国君) 2点目、町民環境課。
- ○町民環境課長(佐藤富男君) 今回の第一幼稚園の除染というようなことで一般質問でも途中経過をご説明申し上げましたが、月曜日から除染作業に取りかかっておりまして、まずは月曜日と火曜日に表土をはぐ作業を行っております。それで、本日から今度覆土作業ということで、木曜日、金曜日、土曜日、この3日間で覆土をして転圧して完了というようなことで、まず、はぎ取りした状況から申し上げますと、ホームページでも見ていると思いますが、その当時は毎時0.22マイクロシーベルトでございました。定点測定をしたところ毎時0.11シーベルトに現在なっております。さらに覆土することによってもっと下がっていくものと思っております。全体の5点を火曜日に再度はかりましたが、全施設の5点平均でも0.15ということで、全体的にも毎時0.22よりは下がっていますので、さらに覆土することによって全体がもっと放射線量というのは低減化されるものと思っております。以上でございます。。
- 〇議長(我妻弘国君) 次に、ため池改修。農政課。
- ○農政課長(加藤嘉昭君) 41ページの入ため池排水路の設計委託と工事費関係ですけれども、これにつきましては、上川名地区の能化寺というお寺があるんですけれども、能化寺から南側のほうに水路がありまして、一番上にはため池ございまして地区の用排水路として利用しているわけですけれども、昨年の9月の終わりになりまして、実は2軒ほど、直角に用水排水路が曲がっているものですから水の流れが悪いということで、2軒ほど土砂とか多少あれだったんですけれども、当初は災害の査定を受けようとしたんですけれども対象にならないということで、単独で調査して改修しようかと思っていたんですけれども、たまたま国の農業体質強化基盤整備促進事業という事業がありましたので手を挙げましたところ採択になったということで、抜本的にその用排水路を、今土側溝なんですけれども、改修しまして、あと下にある転作田等の排水もよくして作物をつくれるようにするという事業でございます。延長200メートル程度というふうに思っております。
- 〇議長(我妻弘国君) 次に、市街地整備対策監。
- ○市街地整備対策監(加藤秀典君) お答えいたします。

まず、1点目は基本設計のことかというお尋ねだと思いますが、今回の予備調査につきましては、現在JR東日本と協議中ですが、協議の中での条件提示、電車が走ります軌道敷にどんな影響が出るのか、掘ったり、そこで作業するときにどんな影響が出るのかということ

と、それから橋をJRの上を越すときにどんな方法で越すのか、そういった検討を新たな協議条件として示されたことから改めてこの場所でお願いするものでございます。

基本設計につきましては繰り越しで進めていましたが、無事3本のボーリング調査完了しております。申し上げます。船岡城址公園のところでは安定地盤として10メートル確認をしております。それから旧国道とJRの間ですが、こちらでは20メートルです。それから最終ボーリングの白石川河川敷なんですが、こちらでは39メートルのボーリングをしております。以上です。

- 〇議長(我妻弘国君) 次に、遊具更新。都市建設課。
- ○都市建設課(大久保政一君) 先ほど五つの公園の更新ということでお話をしました。答弁をさせていただきました。その内容はということで、コンビネーション遊具とそれからスプリング遊具ですね。基本的には同じものを更新したいと思っています。ただ、コンビネーション遊具といってもいろいろな組合せがあるわけです。同じものというわけにはいきませんので、その中で主にすべり台とかそういうものが使っているものを整備をしたい。それからスプリングについては、例えば今タヌキさんのスプリングであればキツネさんのスプリングとか、そういうものをちょっと形を多少変えたにしても機能的にはスプリングで行いたいと、このように思っております。
- ○議長(我妻弘国君) 次に、教育総務課。人員配置について。
- ○教育総務課長(笠松洋二君) お答えいたします。

まず、1点目の学び支援コーディネーターにつきましては、各小中学校で長期休業期間、主に夏休みを考えているんですけれども、夏休み学習会というようなもので学びの支援員を配置して児童生徒の学力向上につなげたいと。

どういう配置の仕方ですかというご質問もございましたので、お答え申し上げます。小学校については3日から10日間の中でそれぞれに対応したいというふうに考えております。あと中学校につきましても、日数についてはそれぞれに多少の変更はあるんですけれども、大体10日から15日ぐらいを想定して実施をしたいなというふうに考えているところでございます。

この学びの支援員については、国の事業を県が委託を受けまして、それで県と町が委託契約をして実施するわけなんですが、大学生等の活用をいたしまして、そしてその事業を実施するという内容でございます。また、スクールソーシャルワーカーにつきましても、県の事業での活用でございまして、東北福祉大学の助教であります小野先生に毎週火曜日というよう

なことで月4回を想定いたしまして、もう既に自立支援相談員という方たちとの連携を持って各学校の対応に当たるという事業でございます。以上です。

- ○議長(我妻弘国君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O17番(白内恵美子君) 学びの支援員は小中学校全部に配置するんですか。
- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。
- ○教育総務課長(笠松洋二君) これは学校のほうと調整いたしまして、そのような計画で進めているところでございます。
- ○議長(我妻弘国君) よろしいですか。次に質問ある方。11番大坂三男君。
- ○11番(大坂三男君) 38ページですね。財政財産管理費の第27区会コミュニティ補助ということで、集会所新設に伴っての補助なんですが、備品等にというふうに聞いたんですけれども、ちょっと細かい話といいますか、本来集会所の備品等は地域で負担という原則ではなかったのかなと私思っているんですが、最後の町でつくる集会所ということの関係もあるのかどうか。そして、コミュニティ補助という町からの補助の関係ですね。この辺ちょっともう少し詳しく説明をお願いしたいなというふうに思います。

それから、先ほども質問あったんですけれども、子育てサポート事業、NPOへの子ども広場の件だと思うんですが、これが拡大の方向だと、そして国の新たな補助金もついたということなんですけれども、従来の新栄集会所のほかに拡大だということなんですけれども、それについてもどこでどのような事業が行われ、しかも新たな事業となりますと場所の問題あるいは初期投資の問題等がありますので、その辺の財源的なもの、町の事業補助とあとNPO独自の財源等がどうなるのかについてちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

それから、40ページの太陽の村の浴室ね。災害対策で、浴室の塀が壊れたということ。もうちょっとこれについても詳しくお願いしたいと思います。

それから、45ページですね。一番下のほうで災害援護資金貸付金元金、返却があったということなんですけれども、これトータル的に今までどのぐらい援助資金の貸し付けがあったのか。先ほどの返却があったというのは、余裕が出たから返却したと思うんですけれども、ちょっとその辺ですね。今までの累計と、貸し付けた事業がうまくいっているのかどうか。あと、返却予定の見通しがどうなのかについてちょっとお伺いします。

- 〇議長(我妻弘国君) 1点目、財政課。
- ○財政課長(水戸敏見君) 38ページの27区コミュニティ補助なんですが、これは自治総合センター、宝くじの財源をする補助金なんですが、これが各コミュニティ組織、行政区といった

ほうがいいんでしょうか、そこが総合センターに対する補助申請を行います。各市町村から、柴田町規模ですと一つぐらいは毎年認められています。二つほど大きな要件がありまして、いわゆる長く続いている地域組織、コミュニティ組織でなければだめだということと、あと、補助になるには例えば改築とか何かそれなりのやっぱり要件がないと認められない。町は歳入歳出をパイプで通すという役割になります。町がつけるとかつけないという判断をするものではありません。今回は27区。前回は18A区の集会所新築のときにも認められております。220万円が満額ですので、今回は満額認められました。

- 〇議長(我妻弘国君) 次、子ども家庭課。
- 〇子ども家庭課長(永井 裕君) お答えします。

補助申請の内容を確認しましたが、新たに設置する場所なんですが、イトーチェーンの向かいの空き店舗、あそこを借用して事業を展開するということでございます。その経費の内容につきましては、内装工事に約100万円ほどかけております。それからほとんどが人件費というふうになっております。内容につきましては。あと、自己財源ということで200万円ほど団体のほうで財源を確保しているということで、補助金と合わせて運営しているという話でございます。

- ○議長(我妻弘国君) 3点目、太陽の村。農政課。
- ○農政課長(加藤嘉昭君) 40ページの太陽の村の浴室塀の災害復旧工事なんですけれども、これにつきましては、ことし4月3日の爆弾低気圧による強風によりまして、男女の浴室の外側に目隠しのために塀の板柵のフェンスあったわけですけれども、それがすべて吹き飛ばされまして今は外から丸見えの状態になっているということで、今回既存木製の塀を撤去しまして、樹脂製の竹垣と門扉をつくって景観をよくするという工事でございます。
- 〇議長(我妻弘国君) 次に、貸し付け。福祉課。
- ○福祉課長(駒板公一君) お答えいたします。

災害援護資金貸付金でございますが、この制度、さっき地方債のほうでご説明申し上げましたとおり、被災者生活の支援を図るための融資制度でございます。建物全壊、また半壊、家財3分の1以上の被害があって、所得制限もございますが、そういう方々に融資を行いまして、貸し付けの据え置き期間が6年、そして償還期間が7年ということで、13年間、7年間で償還してもらうという制度です。連帯保証人があれば無利子と。連帯保証人がなければ1.5%の利子で、平成30年3月31日までの受付期限のある制度でございます。なぜそんなに長いかといいますと、半壊とかで今後建て直ししたりする場合に生活のめど等、将来計画等も

含めてそういう長期的な期限というふうになっているようでございます。

そこで、ご質問の償還金150万円ということで補正に上げておりますが、この借り受けた方の中で、いろいろ事情がございましてほかの支援制度を受けるということで、この制度の償還を早めてしていただいたということでございます。これを県のほうにお返しするというので補正させていただきました。以上でございます。

- 〇議長(我妻弘国君) 再質問。
- ○11番(大坂三男君) どのぐらい貸し出しがあったか。
- ○福祉課長(駒板公一君) 平成23年度の実績で申し上げますと、22件でございまして、貸付総額が4,460万円の金額になっております。
- 〇議長(我妻弘国君) 再質問どうぞ。
- ○11番(大坂三男君) 新たな子ども広場なんですが、どのような運営というか、毎日やるとか、週に何回やるとか、どのぐらいの方に利用していただけるような形になるのか、その辺をお伺いします。
- ○議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。子ども家庭課。運営方法。
- 〇子ども家庭課長(永井 裕君) お答えいたします。

交流の広場の提供の促進ということで、7月からなんですが、毎週月水金、3回ですね、9時半から10時まで午前中とあと午後1時から3時半までに分けて行うと。それから情報の提供ということで、情報誌の発行、年4回発行すると。それから講習等のリトミック、その他読み聞かせなんかの講習等を年それぞれ9回ほど実施するということで計画的には上がってきております。

○議長(我妻弘国君) よろしいですか。ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(我妻弘国君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(我妻弘国君) 討論なしと認めます。

これより議案第8号平成24年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(我妻弘国君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ただいまから休憩いたします。

再開は13時からとします。

午後0時14分 休 憩

午後1時00分 再 開

〇議長(我妻弘国君) 再開いたします。

### 日程第10 議案第9号 平成24年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長(我妻弘国君) 日程第10、議案第9号平成24年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正 予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

「町長 登壇〕

〇町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第9号平成24年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による災害の被災者について、平成24年度の国民健康保険税についても減免を実施することに伴い発生する事務費の増額補正であります。

歳入歳出とも180万6,000円を増額補正し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ39億384万 1,000円とするものであります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお 願いいたします。

- ○議長(我妻弘国君) 補足説明を求めます。健康推進課長。
- ○健康推進課長(大場勝郎君) それでは、詳細説明をいたします。

議案書の49ページをお開きください。

平成24年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

第1条関係ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ180万6,000円を追加し、歳入歳出予算の 総額をそれぞれ39億384万1,000円とするものです。

続きまして、52ページをお開きください。

初めに、歳入です。

款9項1目1一般会計繰入金、補正額180万6,000円の増額ですが、一般会計からの事務費分

繰入金です。

続いて、その下、歳出です。

款1項2目1賦課徴収費、補正額180万6,000円の増ですが、国民健康保険税減免措置対応システム改修業務委託料によるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(我妻弘国君) **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(我妻弘国君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(我妻弘国君) 討論なしと認めます。

これより議案第9号平成24年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(我妻弘国君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第11 報告第7号 専決処分の報告について

(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

○議長(我妻弘国君) 日程第11、専決処分の報告を求めます。

町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました専決処分の報告についての報告理由を申し上げます。

今回の専決処分は、平成24年5月18日に柴田町地域福祉センター地内において発生した交通 事故について、和解が成立し、損害賠償額が決定したことについてのものであります。「地 方自治法第180条第1項の規定に基づく町長の専決処分指定事項」第2項の規定により専決処 分いたしましたので、報告するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたします。

- 〇議長(我妻弘国君) 補足説明を求めます。財政課長。
- 〇財政課長(水戸敏見君) 説明申し上げます。

追加報告書の3ページになります。ごらんください。

交通事故に係る和解及び損害賠償の額について、6月1日付の専決処分です。

本文、読み上げます。

平成24年5月18日、柴田町地域福祉センター地内において発生した自動車と公用車による交通事故に伴う損害賠償に関し、次のとおり和解し、損害賠償の額を定める。

和解及び損害賠償の相手方。これは事故の相手方になります。宮城県柴田郡柴田町大字上名 生字八幡前35番地1、水上孝也氏です。

和解の内容は、町は相手方に損害賠償額12万1,706円を支払うこととし、相手方はその余の 請求を放棄する。

事故内容ですが、この事故は福祉課の職員が起こした事故です。福祉センターの駐車場において公用車をバックさせながら方向転換をしようとしたときに、停車中、人は乗っていませんでした、軽トラックです、の前方部に接触いたしました。車両破損となりましたが人身事故とはなりませんでした。損害賠償金は相手車両の修繕費相当分となりますが、全額車両共済で賄われますので、町予算の執行はありません。

事故を起こした職員には町長から厳重注意したことを申し添え、詳細の説明といたします。

○議長(我妻弘国君) これより先例により質疑を許します。質疑回数は1回であります。質疑 ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(我妻弘国君) 質疑なしと認めます。

第7号専決処分の報告を終結いたします。

#### 日程第12 議案第10号 財産の取得について

(防災行政デジタル無線設備)

○議長(我妻弘国君) 日程第12、議案第10号財産の取得についてを議題といたします。 町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第10号財産の取得についての提案理由を 申し上げます。 今回追加提案いたしました財産の取得は、防災行政デジタル無線設備の購入であります。現在の防災行政無線設備はアナログ方式のもので、今後デジタル方式に切りかえが予定されるため、平成23年度国の第3次補正予算を活用し、7~8年後のデジタル化に備え、一部の防災行政無線をデジタル化にするものであります。

業者の選定につきましては、既存の無線システム運用に支障が生じないこと、また将来的には、既存の野外拡声設備や全国瞬時警報システム、通称ジェイ・アラートとの連動が行われることを前提といたしました。

以上の理由から、1社の特命随意契約とし、6月1日に見積もり合わせを執行した結果、株式会社日立国際電気東北支社と1,446万4,250円で物品購入の仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては危機管理監が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますよう お願いいたします。

- 〇議長(我妻弘国君) 補足説明を求めます。危機管理監。
- ○危機管理監(相原健一君) それでは、補足説明をいたします。

ただいま提案理由にもありましたが、今回提案いたしました防災行政デジタル無線設備は、 国が東日本大震災を受けて措置した平成23年度第3次補正予算の消防防災通信基盤整備補助 事業で実施するものであります。

それでは、システムの説明資料として配付してございます4枚物をお手元に出してください。

1枚目、システム説明の内容になりますが、1番目としてフルシステムの構成となっております。これについては、将来デジタル無線化することによってこういった内容のものができます。一つとしては、一斉に情報提供が可能で、提案理由でもありました野外拡声器、柴田町には17基の野外拡声器があるんですが、それとあとジェイ・アラート、これについては平成23年3月11日の震災の当日、午前中に設置しました。今国会でもこのシステムが北朝鮮の関係でうまく作動しなかったというシステムですが、これらと連動できること。それから、電話のように双方向の通信が可能となって、あとデータ送信ですね、メール機能もできるというものです。こういうフルシステムを本町で導入すると約1億2,000万円程度の額が必要となってきます。

続いて、2枚目のほうをお開きください。

これが移動局間直接通信ということで、これが今回導入するシステムの内容です。図の左側のほうに庁舎のわきのほうにくくり入っておりますが、これが半固定局の無線装置。これを総務課のほうに1台配備して、右側のほう、上と下のほうにあるんですが、これが携帯局の無線装置ということで、これを30台。主な設置場所については、避難所となる小中学校とか町の施設などに配備を予定するものです。

続いて、3枚目のほうをめくってください。

先ほど総務課のほうに設置する半固定局無線装置の特徴がここに書いております。

そして最後のほうの4枚目になりますが、これが無線局の装置というふうになります。

続いて発注先ですが、発注先については、現在既存のアナログの無線機の設置した機種とメーカー、それからジェイ・アラートを設置したこれもその業者ですね、そして現在野外拡声器のうち15基が同じその事業者で設置しているということで、いずれも株式会社日立国際電気ということで、日立製のものが使われております。今後これを一元的管理で、なおかつ適切な保守点検及び電波障害とか発生した場合に、それぞれに特殊な機能でもってシステムが構築されておりますので、その際対応がスムーズになるということです。こういったことを理由に1社の特命等随契して、提案理由にもありましたように6月1日に株式会社日立国際電気東北支社と見積もり合わせを行い、1,446万4,250円で物品購入の仮契約を締結しております。

今回財産を取得するに当たり議決の議決が必要となったので、提案するものであります。 それから、議案書のほうです。1ページのほうをお開きください。

議案第10号として、財産の取得。

記の下のほうを見ていただきたいんですが、取得する財産として防災行政デジタル無線1式 となります。

2番目の契約の方法としては、先ほど理由を申したとおり、特命による随意契約というふうな形になります。

取得金額については1,446万4,250円。

そして4番目として、契約の相手方については、株式会社日立国際電気東北支社というふうな形になります。

見積もり合わせの内容なんですが、予定価格に比して89.9%というような形になりましたのでご報告いたします。

以上、財産の取得についてご審議方よろしくお願いいたします。

- 〇議長(我妻弘国君) **これより質疑に入ります。**質疑ありませんか。12番舟山彰君。
- ○12番(舟山 彰君) 提案理由の中に、また将来的に既存の野外拡声設備や全国瞬時警報システム、いわゆるジェイ・アラートですか、その連動が行われることを前提としたとあるんですが、まず、この既存の野外拡声設備ですね。去年の大震災以降拡充したとかで今現在どのくらいになっているのかというのをもう一度ちょっと。17台と聞いたと思うんですけれども、改めてお聞きしたいのと、あと、我々前、総務委員会で福井県の勝山市を視察したとき、同じように国の補助でこういうシステムにするんだということで実際現場を見てきたんですが、市役所の中に専用の部屋があってこういういわゆるシステムをやっているんですが、柴田町は今もどうなんですか。例えば総務のほうにこれ導入するということ……、総務というか危機管理監とかが管理するんでしょうけれども、今後こういう新しいシステムにするときにこの役場の中に専門の部屋をつくるんでしょうか。もう既にあるんでしょうか。

それから3点目は、先ほど北朝鮮のミサイルのときにジェイ・アラートというのが全国の自 治体の中では作動しなかったというか、うまく利用できなかったということがあるんです が、柴田町はどうだったかまずお聞きしたいと思います。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。危機管理監。
- ○危機管理監(相原健一君) 野外拡声器ですが、全部で17基ということでお話ししましたけれ ども、設置場所ですかね。わかりました。17基でございます。

それから、このシステムを導入する際にそのシステムを管理する部屋なんですが、今回導入する分については総務課内のわきのところで間に合うんですが、先ほども申したように、将来的にフルシステムのほうに移行になれば当然そういった専門の部屋が必要となってきます。

それから、北朝鮮関係なんですが、あれについては柴田町では、要は発信元、国のほうで発信がおくれたために市町村のほうにそういった情報が届かないということであって、町のほうでジェイ・アラートシステムが、作動がふぐあいがあったということではございません。

- ○議長(我妻弘国君) 再質問、はいどうぞ。
- O12番(舟山 彰君) 勝山市の場合、山間地もあったりするということで集会所なんかにもこういうたしか機械ですかね、ここでいう移動局というイメージでよかったのかどうか、なんですね。我が柴田町は去年の大震災以降、例えば行政区長等への無線機械等の配布というのはあったんでしょうが、例えば今後柴田町としては、そういったちょっと役場庁舎から遠いところといっては失礼かもわからないですけれども、そういうところまでもいろいろこうい

う情報を伝達できると、こういうシステムで。例えば集会所にこの移動局というんでしょうか、場合によってはトランシーバーでもいいんですが、そういった方向に行くんでしょうか。ちょっとそういう考え方というか、お聞きしたいのと、あと、この図面でいくと前進基地局ってありますね。これ柴田町では前進基地局というのは1カ所とかなんでしょうか。2カ所なんでしょうか。何か前、隣の岩沼市がFM局を持っているんですけれども、たしか市長直接から聞いたら、今回被害があった沿岸部のほうまでは、前はFMが、この前進基地局みたいなのがなかったから届かなかったとかという話をちょっと聞いたことがあるんですけれども、しかし、去年のとき岩沼市長みずからもFMの放送に出たりして、やっぱりFM局をつくっていてよかったという話あったんですが、この前進基地局というのは町がやるんでしょうか。それとも、NTTでもない……、ちょっとその辺お聞きしたいと思いますけれども。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。危機管理監。
- ○危機管理監(相原健一君) 第1点目のほうですね。行政区のほうに関してなんですが、今回、昨年に防災無線、アナログのほうを配布してございますが、先ほどの提案理由でも話あったように、7~8年後というふうな形の情報は震災前の情報です。今回、テレビもそうですけれども、アナログ化になるのが今後7~8年もおくれると予想されます。その際にやはりいずれ行政区長さんのほうにもアナログ無線からデジタルのほうに切りかえる必要性は当然出てきます。

それから、2点目のほうの前進基地局なんですが、実はアナログの電波ですと結構遠いところまで周波数が波が広いので届くんですが、このデジタルというのはやはり波形が短くなるために、直線性はありますけれどもなかなか回り込むというのができないものですから、今回の場合、今のところは必要ないとは思うんですが、やはり行政区のほうまで配布した場合にはやはりこういったいわゆる中継局になるんですが、そういったものを設置することは必要かと思います。

- ○議長(我妻弘国君) よろしいですか。ほかに質問。3番佐久間光洋君。
- ○3番(佐久間光洋君) 今の話とちょっとダブるんですけれども、これは現在のものより周波数で約2倍ぐらいになっていますよね。だから当然入らない地域というのが出てくると思うので、それは頭の中に入っているということなので、早急にその辺を見きわめていただくということが必要になると思います。

それからあと、説明の中にありましたことし震災で配った区長さんにやっているアナログ無

線機のやつとの混在というのは方法としては余りよろしくないので、どのぐらいの期間をかけてそれを全体を統一していくのか。どういう順番でやるのか。今消防団もこの防災無線持っていますから、どういったところから順番にやっていくのかというところの解説をお願いします。

それから、この資料を見るとPBXということで、これは一般回線を指しているんではないですよね。この辺のちょっと使い方の説明をお願いしたい。多分電波法では一般回線と無線というのは接続できないことになっていると思うので、この辺心配しているんですけれども。以上です。

- 〇議長(我妻弘国君) 答弁を求めます。危機管理監。
- ○危機管理監(相原健一君) それでは、佐久間議員のほうの2点ございましたけれども、今後のデジタル無線の導入の予定なんですが、今後5年後あたりをめどに徐々にデジタル化のほうにかえていこうというふうな形で考えております。今回は提案理由でもお話ししたように、小中学校とあと町の施設関係のほうに配って、当然デジタル化によって機能がいろいろなものができます。その分操作性が難しくなるというふうな形もありますので、それから先ほどの電波ですね。どの程度まで到達して使えるのか、そういったことも見きわめるということもあります。そういったことで、まず初めに行政のほうの内部で導入を図っていって、それから次に古いのが消防団のほうですので、消防団のほう。最後に行政区長さんのほうにというふうな流れで整備したいなというふうに思っております。

それから、回線については、この周波数はそれぞれ割り当てされておりますので、一般回線 とは別の専用市町村に与えられた移動局の無線の電波を使用するような形になります。以上 です。

〇議長(我妻弘国君) ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(我妻弘国君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(我妻弘国君) 討論なしと認めます。

これより議案第10号財産の取得についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

# 日程第13 意見書案第1号 生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己 負担免除の継続を求める意見書

○議長(我妻弘国君) 日程第13、意見書案第1号生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。14番星吉郎君の登壇を許します。

[14番 星 吉郎君 登壇]

O14番(星 吉郎君) 14番星吉郎であります。ただいま議題となっております意見書案第1号 生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続を求める意見書につい て、議案朗読をもって趣旨説明させていただきます。

> 生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の 継続を求める意見書(案)

東日本大震災により大きな被害を受けた被災者に対する医療費一部負担金(医療機関での窓口負担)免除の扱いは、延長されたとはいえ、平成24年9月30日が期限とされております。

(福島原発事故の避難者は平成25年2月28日が期限)被災地においては雇用確保、生活再建が進まない中で、体調不良や持病悪化などが慢性化しております。自己負担免除期間が区切られている状態では安心して医療にかかれません。未曾有の大災害からの復興には長い時間がかかるとともに、被災者の不自由な仮設住宅での生活、将来不安などによりいっそうの健康悪化が心配です。

つきましては、国の特別な措置として生活再建に至らない被災者の医療費一部負担免除を継続することを求めます。

記

1 生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除期間を9月末日で区切らず、継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月14日

宮城県柴田町議会

提出先

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

財務大臣 殿

厚生労働大臣 殿

〇議長(我妻弘国君) **これより質疑に入ります。**質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(我妻弘国君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(我妻弘国君) 討論なしと認めます。

これより意見書案第1号生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担免除の継続を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(我妻弘国君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 なお、この件の提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚 生労働大臣に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

## 日程第14 意見書案第2号 基地対策予算の増額等を求める意見書

○議長(我妻弘国君) 日程第14、意見書案第2号基地対策予算の増額等を求める意見書を議題 といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。15番加藤克明君の登壇を許します。

[15番 加藤克明君 登壇]

○15番(加藤克明君) 15番加藤克明であります。ただいま議題となっております意見書案第2号基地対策予算の増額等を求める意見書について、朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

基地対策予算の増額等を求める意見書(案)

基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しているところである。

しかし、基地関係市町村は、長期に渡る景気低迷による地域経済の著しい疲弊や、基地所在 に伴う特殊な財政需要の増大等により大変厳しい財政状況にある。

こうした基地関係市町村に対しては、これまで総務省所管の固定資産税の代替的性格を基本 とした基地交付金(国有提供施設等所在市町村助成交付金)及び米軍資産や住民税の非課税 措置等の税財政上の影響を考慮した調整交付金(施設等所在市町村調整交付金)が交付され ている。

基地交付金・調整交付金については、基地所在による特別の財政需要等にかんがみ、固定資産税の評価替えの翌年度において、平成元年度より3年ごとに増額されてきた経緯がある。

また、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止・軽減のため国の責任において防衛省所管の基地周辺対策事業が実施されている。

よって、国におかれては、基地関係市町村の実情に配慮して下記事項を実現されるよう強く 要望する。

記

- 1 基地交付金及び調整交付金については、今年度は固定資産税の評価替えの年度にあたる ため、これまで3年ごとに増額されている経緯を十分踏まえ、平成25年度予算において増 額するとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること。
- 2 基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲の拡大 等の適用基準の更なる緩和を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月14日

宮城県柴田町議会

### 提出先

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

総務大臣 殿

財務大臣 殿

防衛大臣 殿

以上でございます。

〇議長(我妻弘国君) **これより質疑に入ります。**質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(我妻弘国君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(我妻弘国君) 討論なしと認めます。

これより意見書案第2号基地対策予算の増額等を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(我妻弘国君) 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 なお、この件の提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、防 衛大臣に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

# 日程第 1 5 意見書案第 3 号 東北電力女川原子力発電所の再稼働を認めないことを 求める意見書

〇議長(我妻弘国君) 日程第15、意見書案第3号東北電力女川原子力発電所の再稼働を認めないことを求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。10番森淑子さんの登壇を許します。

[10番 森 淑子君 登壇]

O10番(森 淑子君) 10番森淑子です。ただいま議題となっております意見書案第3号東北電力女川原子力発電所の再稼働を認めないことを求める意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

東北電力女川原子力発電所の再稼働を認めないことを求める意見書(案)

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故は、いまだに収束のめどが立たず、事故原因も解明されていません。とりわけ福島県民の多くが放射能汚染により避難を余儀なくされ、あるいは高い放射線量の中で不安を感じながらの生活を強いられています。汚染の影響は福島県にとどまらず、県境を越えて宮城県民をも脅かしています。

この事故によって、国民は原発安全神話を徹底して教育されてきたことに気づかされました。あらためて知ったことは、放射能に汚染されたごみ処理ができず、地球と未来の人類に重荷を負わせることです。この度の事故で、地震や津波、テロなどで外部電源が断たれて冷却機能を失えば、コントロールがきかなくなる原発の危険性が改めて浮き彫りになりまし

た。報道によれば、女川原子力発電所は3月11日の地震で、外部電源5系統のうち4系統が 遮断し、実際に使えたのは1系統だけで、まさに綱渡りの電源確保でした。

福島第一原子力発電所の危険な状況と周辺被害が終息していない現状で、万一、女川原子力 発電所に事故が起きれば東北地方は壊滅してしまいます。

東日本大震災を引き起こした東北地方太平洋沖地震の余震がいまだ収まらない状況下でかっ、周期的な発生が予想される宮城県沖地震の震源地に近いところに立地している女川原子力発電所の再稼働は、安全性の確認が十分にされることと、事故を起こした福島第一原子力発電所の原因究明が前提となるべきです。いったん事故が起きれば、子どもたちはいうに及ばず、住民全体の生命が危険にさらされ、避難を発令されても、避難できない弱者が原発周辺に多数生活していることを思うべきです。

原子力発電に絶対安全はありえないことが分かった以上、事故が起こったときの、国・県・ 市町村の十分な対処が確立しない限り、再稼働は行うべきではありません。国の原子力推進 行政と安全規制のあり方が、いまだ議論の中にあるにもかかわらず、拙速に再稼働に走るの は国民の生命と財産の軽視にほかなりません。

よって、国及び県においては、女川原子力発電所の再稼働を認めないことを強く求めます。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月14日

宮城県柴田町議会

#### 提出先

内閣総理大臣 殿

経済産業大臣 殿

宮城県知事 殿

以上です。

- 〇議長(我妻弘国君) **これより質疑に入ります。**質疑ありませんか。15番加藤克明君。
- ○15番(加藤克明君) ただいま朗読でもって聞いたわけでございますけれども、複雑な心境の中でこういうことを質疑というよりも、そういう感じを受けたものをちょっと触れさせていただきたいと思います。

6行目の原発安全神話ということで、教育の中に気づかされてきたということでございます けれども、日本歴史の中に、やっぱり広島、長崎のことをもう忘れたのかなとか、そういう ことが言えるのかなと思います。なかなか過去のことは消えてしまって現実を生きるという ふうなご時世でございますけれども、この再稼働の件に関しましては、国のほうでもいろい ろと何というかはっきりできないというふうな、非常に多いところあります。また、女川原 発に関しましても、5基のうち1基がかろうじて電気が通電されたということで、この電気 に係る今の生活の中から改めて考えることは、よくLEDとか節電とかと言いますけれど も、この文化生活の中に極端にそういうふうになったときにそれを体験されてきたわけでご ざいます。今、仮に防災計画が出ていない原子炉設備関係ですね、改めてそこで考えること は、今回は津波、地震ですけれども、そういうことが想定外という中で、もっときちっと、 東電なりこういう原子炉を扱う都道府県の中にきちっとした対策、防災計画、そういう設備 関係を充実させる最も大切な約束というか的確なものを提出していただいて、それによって 再稼働させるというふうな、そういうことが私は必要かと思います。漠然としてそういうふ うな形の中でいっても、これはやっぱり進まないし明確なものも出てこないというふうに感 じ取られるわけです。例えば今回のこの東電関係で、放射能は当然大変なことなんですけれ ども、その関連されたものがいっぱいあるわけなんですね。例えば病院、また産業。例えば ICUですか、そういう関係もできなくなる。そういう面では、よく報道でもありますけれ ども、もっとやっぱり我々にはこの原子炉に関してのそういうことをきちっとやっぱり訴え るとか、そういうことが必要でないかなと感じるわけでございます。

あえてそういう質疑というよりも、こういうことを意見書の中にやっぱりもっと取り入れながら、そしてまた、県のほうでのそういうことも含めて、我々は複雑な思いでいることじゃなくて、きっちりとやっぱりそういうことを明確にしていただきたい。それによって再稼働を求めるとか、そういうことをしていただくとかということが言えるかと思います。長くなりましたけれども、心境の中の、時期尚早とは言いませんけれども、この意見書に関しましてはそのぐらい複雑なところがあるんだということをご理解していただきまして、質疑といたします。これは、聞くよりも、こういう思いの中にもっとこの意見書の中身ということでお話しさせていただいたということでよろしいでしょうか。おかしいですか。じゃあ求めます。

- ○議長(我妻弘国君) 森淑子さん。今の要望に近いあれですけれども、どのようにご答弁されますか。
- O10番(森 淑子君) 原発に関しては一人一人それぞれ考え方が違うと思います。脱原発から 原発推進までいろいろな方が多分この場にいらっしゃると思いますので、一人でも多くの方 に賛同していただきたいと思ってこういう文面にまとめたわけです。原子力安全保安院が30

の安全基準というのを示していますけれども、大飯原発は、野田総理は15の基準をクリアしたのでこれでゴーサインを出してもいいと考えているようでありますし、本当にいろいろな考え方があります。県内で原発関連の意見書を出しているところ、東松島、美里町、大崎、富谷、仙台、岩沼、名取とありますけれども、それぞれ多分言葉の使い方、求めるところを迷いながら書いたのではないかなと思われる節がいっぱいありました。書きたいことはたくさんあるんですけれども、なるべくたくさんの方に賛同していただきたいことと、余り長くなり過ぎるのもどうなのかという思いでこの程度にとどめた次第でございます。

○議長(我妻弘国君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(我妻弘国君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(我妻弘国君) 討論なしと認めます。

これより意見書案第3号東北電力女川原子力発電所の再稼働を認めないことを求める意見書 の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「替成者起立〕

○議長(我妻弘国君) 賛成者7人であります。よって、本案は否決されました。 ということで、この件はこれをもって終了いたします。

# 日程第 1 6 陳情第 1 号 生活再建に至らない東日本大震災被災者の医療費自己負担 免除の継続を求める陳情

○議長(我妻弘国君) 日程第16、陳情に入ります。

今期定例会において本日までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

陳情第1号については、さきの日程にて意見書案第1号として提出され、可決されておりま すので、ここでは報告のみの取扱いといたします。

なお、要望等についても、お手元に配付いたしましたとおりでございます。

#### 日程第17 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長(我妻弘国君) 日程第17、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてお諮りいたします。総務、文教厚生、産業建設の各常任委員会委員長から今期定例会後の所管事務調査の活動願いが出ておりますので、5日以内において承認したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(我妻弘国君) 異議なしと認めます。よって、調査活動は5日以内で承認することに 決しました。

これで本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

これで会議を閉じますが、閉会前に町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。町長。

「町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) 議長にお許しをいただきましたので、平成24年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

11日の開会から本日までご審議を賜り、まことにありがとうございました。ご提案申し上げました議案、条例案件7件、補正予算2件、追加案件として専決処分1件、財産の取得案件1件などを含め11件すべて原案可決の議決を賜りました。

今回の一般質問では、学校遊具、学校図書館、学校への通学路や生涯学習の問題、被災した 子供たちのケアなど学校教育や生涯教育の質問が多く、教育長の発言機会が多かった議会とな りました。

また、東日本大震災に係る復旧工事以外の水害対策や劣化した道路の補修対応の問題が提起 されました。これらについてはできる限り早目に対応してまいりますが、工事量も相当数に及 んでおりますので、工事施工につきましては少しお待ちいただきたいと思っております。

さらに、今回の議会では柴田町の未来都市像の標準装備となる総合体育館の建設や観光まちづくりについても提言をいただきましたので、今後とも積極的に取り組んでまいります。

なお、不二トッコン跡地につきましては、住民の期待にこたえられるよう用地交渉を進めたいと思っておりますし、さくら連絡橋につきましては、6月13日、昨日でございますが、東北本線との立体交差についてJRに対し事前協議を正式に始めさせていただきました。これら事件につきましては、ある程度見通しが見えた時点で議会に報告させていただきたいというふうに思っております。

今後とも議員各位のご理解とご支援、ご協力をお願い申し上げまして、閉会に当たり御礼の

ごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長(我妻弘国君) これをもって平成24年柴田町議会第2回定例会を閉会いたします。 大変ご苦労さまでした。

午後1時47分 閉 会

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年6月14日

議長

署名議員 番

署名議員 番